

第22期第13回福岡県有明海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和5年2月27日(月) 14:00～

2 場 所 福岡県有明海水産会館
(柳川市三橋町高畑 271 TEL 0944-73-6166)

3 議 題

- (1) 農林水産大臣管轄漁場における漁業権免許の漁場計画案について(諮問) 資料1
- (2) 福岡県有明海区における漁業権免許の漁場計画案について(諮問) 資料2
- (3) 第378回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会について(報告) 資料3
- (4) 有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定について(報告) 資料4
- (5) 水産基盤整備事業(覆砂事業)について(報告) 資料5
- (6) その他

4水管第2546号—6

令和5年2月22日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

漁業法第64条第4項に基づく海区漁場計画の案の諮問について

このことについて、別添のとおり漁業法(昭和24年法律第267号)第62条に基づく海区漁場計画を定めたいので、同法第64条第4項及び第183条の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。

なお、意見は令和5年4月21日までに提出願いたい。

海区漁場計画(案)

(令和5年9月1日免許)

農林水産大臣管轄漁場

1 海区漁場計画を下記のとおり定め、公示する。

(1) 漁業権に関する事項 (共同漁業権)

○ 公示番号 農共第1号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先 (有明海に限る。)

イ 漁場の区域 次の (ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ) 及び (ア) の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(ア) 北緯 33 度 9 分 9 秒東経 130 度 21 分 21 秒の点 (基点第 1 号と基点第 2 号とを結んだ直線上の中央点)

(イ) 北緯 32 度 59 分 48 秒東経 130 度 23 分 20 秒の点 ((ア) から熊本県三角岳山頂を見通した線と基点第 3 号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎竹崎島に設置された夜灯鼻灯台を見通した線との交点)

(ウ) 北緯 32 度 58 分 55 秒東経 130 度 19 分 41 秒の点 ((ア) から長崎県雲仙岳一等三角点を見通した線と基点第 3 号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎竹崎島に設置された夜灯鼻灯台を見通した線との交点)

(エ) 北緯 32 度 58 分 47 秒東経 130 度 19 分 40 秒の点 ((ア) から長崎県雲仙岳一等三角点を見通した線と基点第 3 号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎竹崎島南西端を見通した線との交点)

(オ) 北緯 32 度 57 分 50 秒東経 130 度 13 分 48 秒の点 (基点第 4 号と (ア) を結ぶ直線上、基点第 4 号から 1,000 メートルの点)

基点第 1 号 北緯 33 度 9 分 19 秒東経 130 度 21 分 39 秒 (福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置された有明海佐賀福岡両県漁場境界標石柱)

基点第 2 号 北緯 33 度 8 分 59 秒東経 130 度 21 分 3 秒 (佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀福岡両県漁場境界標石柱)

基点第 3 号 北緯 33 度 0 分 18 秒東経 130 度 25 分 25 秒 (福岡県熊本県の境界四ツ山山上の大牟田市四山町と荒尾市大字犬島の境界に設置された両県境界標石柱)

基点第 4 号 北緯 32 度 57 分 22 秒東経 130 度 13 分 29 秒 (佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎竹崎島東端に設置された標柱)

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	同上
	からすがい漁業	同上
	はまぐり漁業	同上
	ばい漁業	同上
	あかがい漁業	同上
	くまさるぼう漁業	同上

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	
第一種共同漁業	もがい漁業	1月1日から12月31日まで	
	にし漁業	同上	
	たいらぎ漁業	10月1日から翌年5月31日まで	
	しおふき漁業	1月1日から12月31日まで	
	あげまき漁業	同上	
	まてがい漁業	同上	
	うみたけ漁業	同上	
	はいがい漁業	同上	
	たこ漁業	同上	
	餌むし漁業	同上	
	しゃこ漁業	同上	
	いそぎんちやく漁業	同上	
	しゃみせんがい漁業	同上	
	第二種共同漁業	三尺網漁業	同上
		あみもじ網漁業	同上
こうもり網漁業		同上	
待網漁業(繁網及び手押網漁業を含む。)		同上	
かにかご漁業		同上	
いかかご漁業		同上	
あなごかご漁業(筌 ^{せん} を使用するものを含む。)		同上	
うなぎかご漁業(筌 ^{せん} を使用するものを含む。)		同上	

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市、佐賀県神埼市千代田町、佐賀市(三瀬村、富士町及び大和町を除く。)、小城市芦刈町、杵島郡白石町、同江北町、鹿島市、藤津郡太良町、嬉野市塩田町

カ 条件

(ア) 三尺網漁業に使用する網は、長さ500メートル以内、網幅1.5メートル以内、操業時の網の高さ1メートル以内、網目は3.4センチメートル以上でなければならない。

(イ) 同一人で1箇統を超える三尺網漁業を営んではならない。

(2) 漁業権に関する事項(区画漁業権)

① 公示番号 農区第201号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先(有明海に限る。)

イ 漁場の区域 次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)及び(ア)の各点

を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯 33 度 7 分 17 秒東経 130 度 19 分 57 秒の点
- (イ) 北緯 33 度 7 分 12 秒東経 130 度 20 分 16 秒の点
- (ウ) 北緯 33 度 6 分 52 秒東経 130 度 20 分 8 秒の点
- (エ) 北緯 33 度 6 分 38 秒東経 130 度 20 分 1 秒の点
- (オ) 北緯 33 度 6 分 26 秒東経 130 度 19 分 48 秒の点
- (カ) 北緯 33 度 6 分 28 秒東経 130 度 19 分 43 秒の点
- (キ) 北緯 33 度 6 分 44 秒東経 130 度 19 分 44 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (のりひび建養殖業)

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 佐賀県佐賀市川副町大字大詫間、同早津江、同早津江津

② 公示番号 農区第 202 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先 (有明海に限る。)

イ 漁場の区域 次の (ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ) 及び (ア) の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯 33 度 7 分 27 秒東経 130 度 20 分 46 秒の点
- (イ) 北緯 33 度 7 分 23 秒東経 130 度 21 分 1 秒の点
- (ウ) 北緯 33 度 6 分 34 秒東経 130 度 20 分 49 秒の点
- (エ) 北緯 33 度 6 分 38 秒東経 130 度 20 分 16 秒の点
- (オ) 北緯 33 度 7 分 26 秒東経 130 度 20 分 30 秒の点
- (カ) 北緯 33 度 7 分 36 秒東経 130 度 20 分 47 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (のりひび建養殖業)

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 佐賀県佐賀市諸富町、同川副町大字大詫間、同犬井道、同鹿江、神崎市千代田町

③ 公示番号 農区第 203 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先 (有明海に限る。)

イ 漁場の区域 次の (ア)、(イ)、(ウ)、(エ) 及び (ア) の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯 33 度 6 分 37 秒東経 130 度 20 分 14 秒の点
- (イ) 北緯 33 度 6 分 32 秒東経 130 度 20 分 49 秒の点
- (ウ) 北緯 33 度 6 分 3 秒東経 130 度 20 分 39 秒の点
- (エ) 北緯 33 度 6 分 6 秒東経 130 度 20 分 14 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (のりひび建養殖業)

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 佐賀県佐賀市諸富町、同川副町大字大詫間

④ 公示番号 農区第204号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）

イ 漁場の区域 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）、（キ）、（ク）、（ケ）及び

（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

（ア）北緯33度6分33秒東経130度20分9秒の点

（イ）北緯33度5分51秒東経130度20分8秒の点

（ウ）北緯33度4分4秒東経130度19分36秒の点

（エ）北緯33度4分8秒東経130度19分1秒の点

（オ）北緯33度4分14秒東経130度19分3秒の点

（カ）北緯33度4分15秒東経130度18分57秒の点

（キ）北緯33度4分52秒東経130度18分59秒の点

（ク）北緯33度5分6秒東経130度19分2秒の点

（ケ）北緯33度6分3秒東経130度19分20秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 佐賀県佐賀市諸富町、同川副町、神崎市千代田町

⑤ 公示番号 農区第207号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）

イ 漁場の区域 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）、（キ）及び（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、（ク）、（ケ）、（コ）、（サ）、（ク）の各点、（シ）、（ス）、（セ）、（ソ）、（シ）の各点及び（タ）、（チ）、（ツ）、（キ）、（タ）の各点を順次に結んだ線によって囲まれたそれぞれの区域を除く。

（ア）北緯33度7分38秒東経130度21分10秒の点

（イ）北緯33度7分34秒東経130度21分29秒の点

（ウ）北緯33度6分54秒東経130度21分26秒の点

（エ）北緯33度6分13秒東経130度21分17秒の点

（オ）北緯33度5分57秒東経130度20分53秒の点

（カ）北緯33度6分9秒東経130度20分47秒の点

（キ）北緯33度6分36秒東経130度20分54秒の点

（ク）北緯33度7分36秒東経130度21分19秒の点

（ケ）北緯33度7分36秒東経130度21分21秒の点

（コ）北緯33度5分59秒東経130度20分55秒の点

（サ）北緯33度5分58秒東経130度20分54秒の点

（シ）北緯33度7分8秒東経130度21分2秒の点

- (ス) 北緯 33 度 7 分 4 秒東経 130 度 21 分 27 秒の点
- (セ) 北緯 33 度 7 分 3 秒東経 130 度 21 分 27 秒の点
- (ソ) 北緯 33 度 7 分 7 秒東経 130 度 21 分 2 秒の点
- (タ) 北緯 33 度 6 分 38 秒東経 130 度 20 分 54 秒の点
- (チ) 北緯 33 度 6 分 33 秒東経 130 度 21 分 21 秒の点
- (ツ) 北緯 33 度 6 分 32 秒東経 130 度 21 分 21 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (のりひび建養殖業)

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市

⑥ 公示番号 農区第 208 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先 (有明海に限る。)

イ 漁場の区域 次の (ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ) 及び (ア) の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、(キ)、(ク)、(ウ)、(カ) 及び (キ) の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

- (ア) 北緯 33 度 7 分東経 130 度 21 分 36 秒の点
- (イ) 北緯 33 度 7 分 6 秒東経 130 度 21 分 53 秒の点
- (ウ) 北緯 33 度 6 分 24 秒東経 130 度 21 分 46 秒の点
- (エ) 北緯 33 度 5 分 52 秒東経 130 度 21 分 41 秒の点
- (オ) 北緯 33 度 6 分 8 秒東経 130 度 21 分 24 秒の点
- (カ) 北緯 33 度 6 分 27 秒東経 130 度 21 分 27 秒の点
- (キ) 北緯 33 度 6 分 28 秒東経 130 度 21 分 28 秒の点
- (ク) 北緯 33 度 6 分 26 秒東経 130 度 21 分 46 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (のりひび建養殖業)

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市

⑦ 公示番号 農区第 209 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先 (有明海に限る。)

イ 漁場の区域 次の (ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)、(コ)、(サ) 及び (ア) の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、(ア)、(イ)、(ス)、(カ)、(ア) の各点及び (コ)、(エ)、(シ)、(ケ)、(コ) の各点を順次に結んだ線によって囲まれたそれぞれの区域を除く。

- (ア) 北緯 33 度 6 分 9 秒東経 130 度 21 分 17 秒の点
- (イ) 北緯 33 度 6 分 10 秒東経 130 度 21 分 18 秒の点

- (ウ) 北緯 33 度 5 分 39 秒東経 130 度 21 分 46 秒の点
- (エ) 北緯 33 度 5 分 8 秒東経 130 度 21 分 41 秒の点
- (オ) 北緯 33 度 4 分 48 秒東経 130 度 21 分 40 秒の点
- (カ) 北緯 33 度 4 分 47 秒東経 130 度 21 分 35 秒の点
- (キ) 北緯 33 度 4 分 37 秒東経 130 度 21 分 37 秒の点
- (ク) 北緯 33 度 4 分 36 秒東経 130 度 21 分 26 秒の点
- (ケ) 北緯 33 度 5 分 3 秒東経 130 度 21 分 18 秒の点
- (コ) 北緯 33 度 5 分 4 秒東経 130 度 21 分 18 秒の点
- (サ) 北緯 33 度 5 分 55 秒東経 130 度 20 分 54 秒の点
- (シ) 北緯 33 度 5 分 6 秒東経 130 度 21 分 41 秒の点
- (ス) 北緯 33 度 4 分 48 秒東経 130 度 21 分 36 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市

⑧ 公示番号 農区第 210 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）

イ 漁場の区域 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）及び（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、（キ）、（ク）、（ケ）、（コ）、（キ）の各点、（サ）、（シ）、（ス）、（セ）、（サ）の各点、（ソ）、（タ）、（チ）、（ツ）、（ソ）の各点、（テ）、（ト）、（ナ）、（ニ）、（テ）の各点、（ヌ）、（ネ）、（ノ）、（ハ）、（ヌ）の各点及び（ヒ）、（フ）、（ヘ）、（ホ）、（ヒ）の各点を順次に結んだ線によって囲まれたそれぞれの区域を除く。

- (ア) 北緯 33 度 6 分 4 秒東経 130 度 20 分 43 秒の点
- (イ) 北緯 33 度 6 分 4 秒東経 130 度 20 分 45 秒の点
- (ウ) 北緯 33 度 4 分 54 秒東経 130 度 21 分 17 秒の点
- (エ) 北緯 33 度 4 分 22 秒東経 130 度 21 分 24 秒の点
- (オ) 北緯 33 度 3 分 51 秒東経 130 度 21 分 25 秒の点
- (カ) 北緯 33 度 3 分 58 秒東経 130 度 20 分 25 秒の点
- (キ) 北緯 33 度 5 分 39 秒東経 130 度 20 分 56 秒の点
- (ク) 北緯 33 度 5 分 37 秒東経 130 度 20 分 57 秒の点
- (ケ) 北緯 33 度 3 分 56 秒東経 130 度 20 分 42 秒の点
- (コ) 北緯 33 度 3 分 56 秒東経 130 度 20 分 41 秒の点
- (サ) 北緯 33 度 5 分 11 秒東経 130 度 21 分 9 秒の点
- (シ) 北緯 33 度 5 分 9 秒東経 130 度 21 分 10 秒の点
- (ス) 北緯 33 度 3 分 54 秒東経 130 度 20 分 59 秒の点
- (セ) 北緯 33 度 3 分 54 秒東経 130 度 20 分 58 秒の点
- (ソ) 北緯 33 度 5 分 36 秒東経 130 度 20 分 39 秒の点

- (タ) 北緯 33 度 5 分 34 秒東経 130 度 20 分 58 秒の点
- (チ) 北緯 33 度 5 分 33 秒東経 130 度 20 分 59 秒の点
- (ツ) 北緯 33 度 5 分 35 秒東経 130 度 20 分 39 秒の点
- (テ) 北緯 33 度 5 分 9 秒東経 130 度 20 分 35 秒の点
- (ト) 北緯 33 度 5 分 6 秒東経 130 度 21 分 12 秒の点
- (ナ) 北緯 33 度 5 分 2 秒東経 130 度 21 分 13 秒の点
- (ニ) 北緯 33 度 5 分 6 秒東経 130 度 20 分 35 秒の点
- (ヌ) 北緯 33 度 4 分 41 秒東経 130 度 20 分 31 秒の点
- (ネ) 北緯 33 度 4 分 35 秒東経 130 度 21 分 21 秒の点
- (ノ) 北緯 33 度 4 分 32 秒東経 130 度 21 分 22 秒の点
- (ハ) 北緯 33 度 4 分 38 秒東経 130 度 20 分 30 秒の点
- (ヒ) 北緯 33 度 4 分 20 秒東経 130 度 20 分 28 秒の点
- (フ) 北緯 33 度 4 分 14 秒東経 130 度 21 分 24 秒の点
- (ヘ) 北緯 33 度 4 分 12 秒東経 130 度 21 分 24 秒の点
- (ホ) 北緯 33 度 4 分 19 秒東経 130 度 20 分 27 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (のりひび建養殖業)

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市

⑨ 公示番号 農区第 211 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先 (有明海に限る。)

イ 漁場の区域 次の (ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ) 及び (ア) の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、(カ)、(ネ)、(ヌ)、(コ)、(カ) の各点、(キ)、(ク)、(ケ)、(カ)、(キ) の各点、(サ)、(シ)、(ス)、(セ)、(サ) の各点、(ソ)、(タ)、(チ)、(ツ)、(ソ) の各点及び (テ)、(ト)、(ナ)、(ニ)、(テ) の各点を順次に結んだ線によって囲まれたそれぞれの区域を除く。

- (ア) 北緯 33 度 6 分 2 秒東経 130 度 20 分 29 秒の点
- (イ) 北緯 33 度 6 分 1 秒東経 130 度 20 分 40 秒の点
- (ウ) 北緯 33 度 3 分 59 秒東経 130 度 20 分 21 秒の点
- (エ) 北緯 33 度 4 分 3 秒東経 130 度 19 分 42 秒の点
- (オ) 北緯 33 度 5 分 40 秒東経 130 度 20 分 10 秒の点
- (カ) 北緯 33 度 5 分 37 秒東経 130 度 20 分 24 秒の点
- (キ) 北緯 33 度 5 分 39 秒東経 130 度 20 分 24 秒の点
- (ク) 北緯 33 度 5 分 37 秒東経 130 度 20 分 36 秒の点
- (ケ) 北緯 33 度 5 分 36 秒東経 130 度 20 分 36 秒の点
- (コ) 北緯 33 度 5 分 38 秒東経 130 度 20 分 23 秒の点
- (サ) 北緯 33 度 5 分 15 秒東経 130 度 20 分 3 秒の点
- (シ) 北緯 33 度 5 分 11 秒東経 130 度 20 分 32 秒の点

- (ス) 北緯 33 度 5 分 8 秒東経 130 度 20 分 31 秒の点
- (セ) 北緯 33 度 5 分 12 秒東経 130 度 20 分 2 秒の点
- (ソ) 北緯 33 度 4 分 47 秒東経 130 度 19 分 54 秒の点
- (タ) 北緯 33 度 4 分 42 秒東経 130 度 20 分 28 秒の点
- (チ) 北緯 33 度 4 分 40 秒東経 130 度 20 分 27 秒の点
- (ツ) 北緯 33 度 4 分 44 秒東経 130 度 19 分 53 秒の点
- (テ) 北緯 33 度 4 分 27 秒東経 130 度 19 分 48 秒の点
- (ト) 北緯 33 度 4 分 22 秒東経 130 度 20 分 25 秒の点
- (ナ) 北緯 33 度 4 分 20 秒東経 130 度 20 分 24 秒の点
- (ニ) 北緯 33 度 4 分 25 秒東経 130 度 19 分 48 秒の点
- (ヌ) 北緯 33 度 4 分 1 秒東経 130 度 20 分 2 秒の点
- (ネ) 北緯 33 度 4 分 1 秒東経 130 度 20 分 4 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (のりひび建養殖業)

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市

⑩ 公示番号 農区第 212 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先 (有明海に限る。)

イ 漁場の区域 次の (ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ) 及び (ア) の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯 33 度 7 分 40 秒東経 130 度 21 分 1 秒の点
- (イ) 北緯 33 度 7 分 39 秒東経 130 度 21 分 5 秒の点
- (ウ) 北緯 33 度 7 分 23 秒東経 130 度 21 分 1 秒の点
- (エ) 北緯 33 度 7 分 27 秒東経 130 度 20 分 47 秒の点
- (オ) 北緯 33 度 7 分 37 秒東経 130 度 20 分 49 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (のりひび建養殖業)

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県大川市大字向島、同酒見、同榎津、同小保、同津、同一木、同紅粉屋、同新田 (字北町、同大上、同龍城、同渡場及び同二本松を除く。)

⑪ 公示番号 農区第 213 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先 (有明海に限る。)

イ 漁場の区域 次の (ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ) 及び (ア) の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯 33 度 6 分 4 秒東経 130 度 20 分 14 秒の点
- (イ) 北緯 33 度 6 分 3 秒東経 130 度 20 分 28 秒の点

(ウ) 北緯 33 度 5 分 39 秒東経 130 度 20 分 23 秒の点

(エ) 北緯 33 度 5 分 41 秒東経 130 度 20 分 10 秒の点

(オ) 北緯 33 度 5 分 52 秒東経 130 度 20 分 14 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (のりひび建養殖業)

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県大川市大字向島、同酒見、同榎津、同小保、同津、同一木、同紅粉屋、同新田 (字北町、同大上、同龍城、同渡場及び同二本松を除く。)

2 漁場の図面

別添のとおり

3 漁業の免許予定日

令和5年9月1日

4 3の申請期間

令和5年6月1日から同年7月3日まで

5 免許の存続期間

共同漁業権については、令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

区画漁業権については、令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

6 類似漁業権以外の漁業権

なし

農林水産大臣管轄漁場

漁場連絡図

縮尺 $\frac{1}{33,000}$



佐賀市川副町犬井道

早津江川

佐賀市川副町大腔間

筑後川

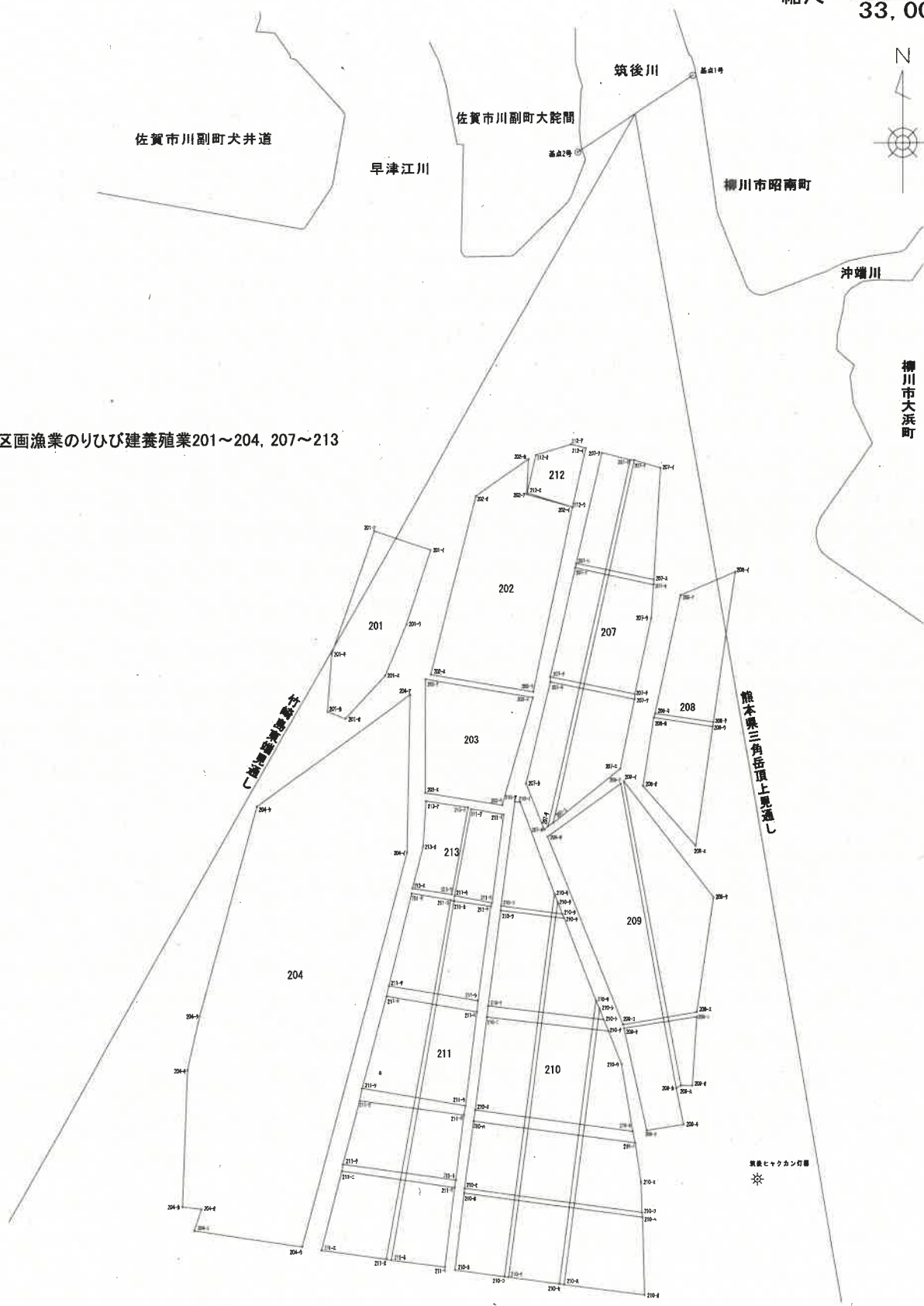
基点1号

柳川市昭南町

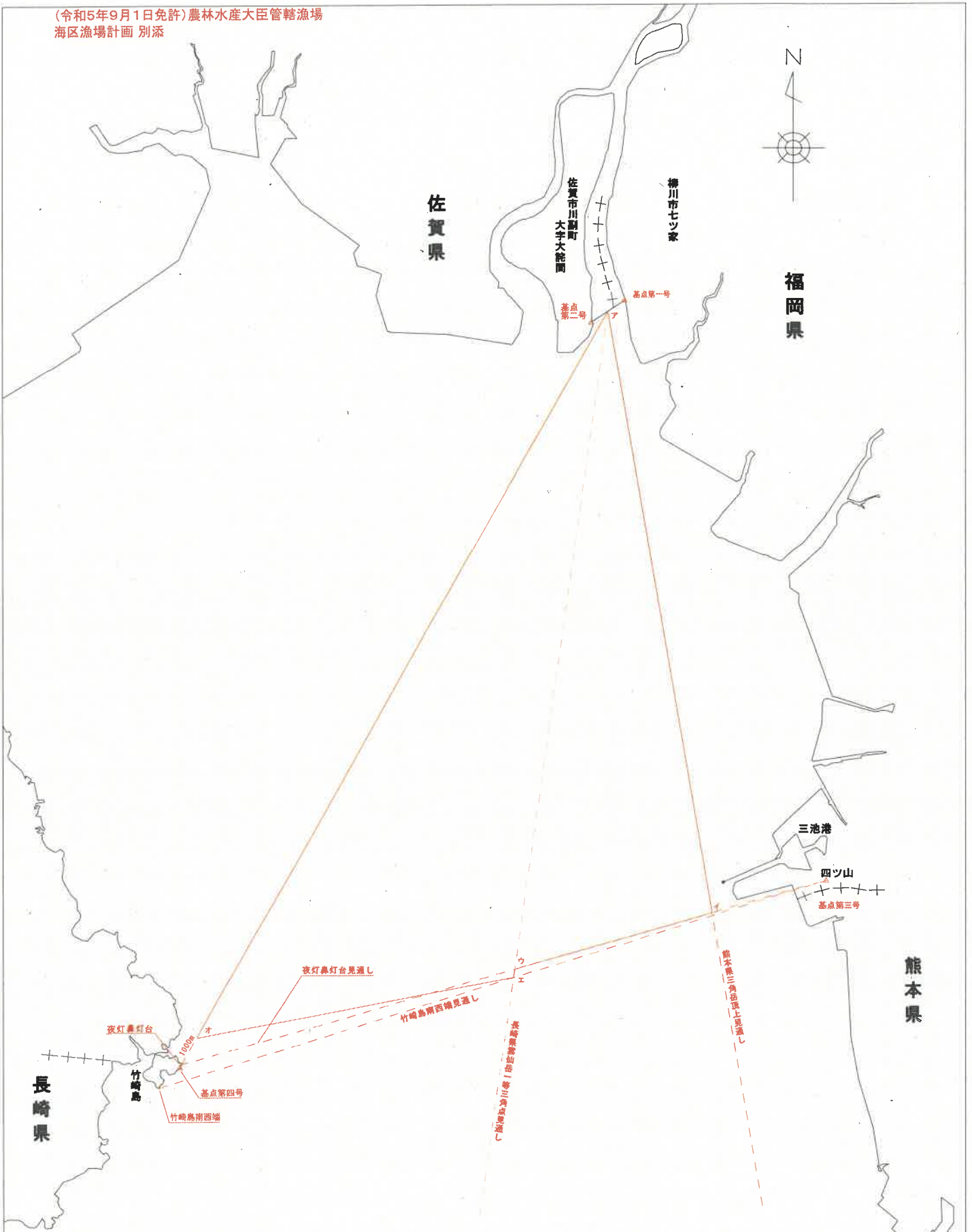
沖端川

柳川市大浜町

第1種区画漁業のりひび建養殖業201~204, 207~213



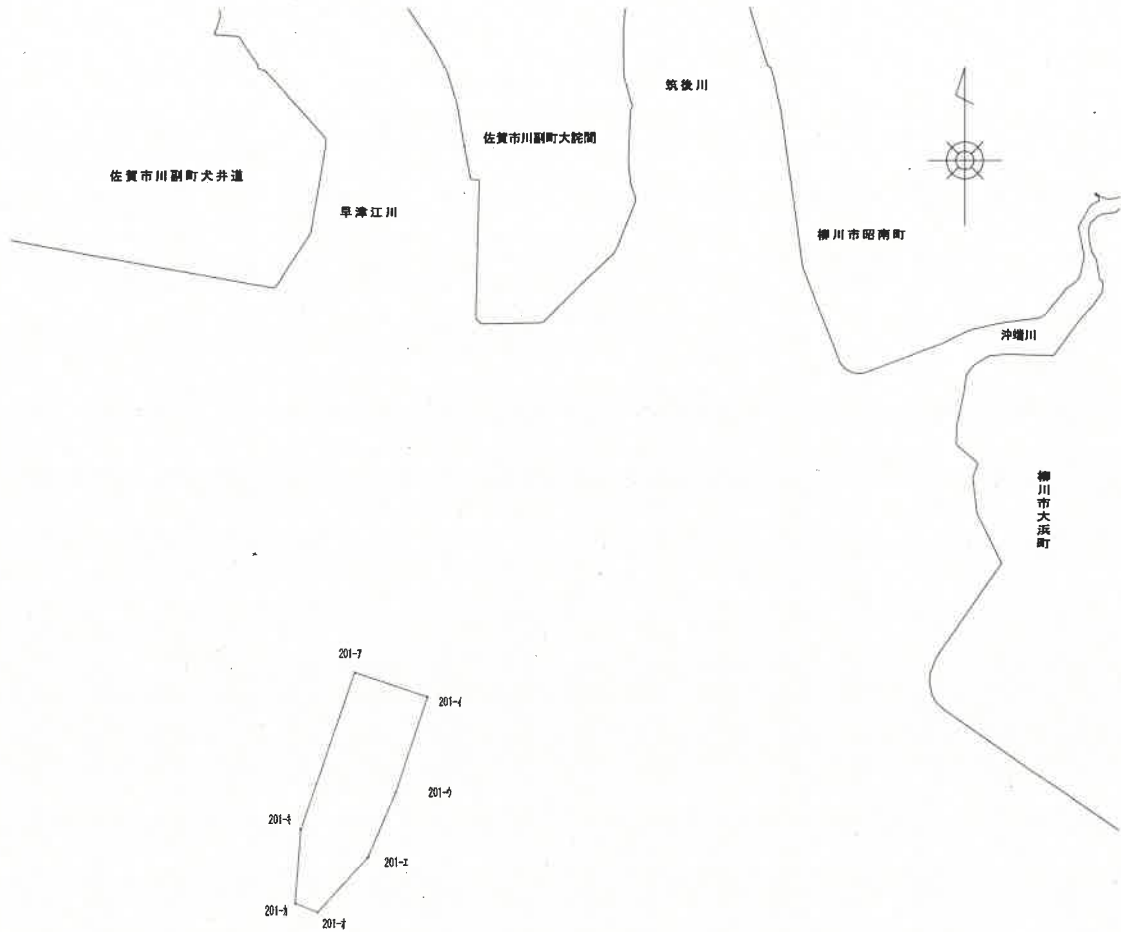
(令和5年9月1日免許) 農林水産大臣管轄漁場
海区漁場計画 別添



漁場の区域	緯 度	経 度
ア	33° 9' 9"	130° 21' 21"
イ	32° 59' 48"	130° 23' 20"
ウ	32° 58' 55"	130° 19' 41"
エ	32° 58' 47"	130° 19' 40"
オ	32° 57' 50"	130° 13' 48"
基点第一号	33° 9' 19"	130° 21' 39"
基点第二号	33° 8' 59"	130° 21' 8"
基点第三号	33° 0' 18"	130° 25' 25"
基点第四号	32° 57' 22"	130° 13' 29"

農 共 第 1 号
共 同 漁 業 権 漁 場 図

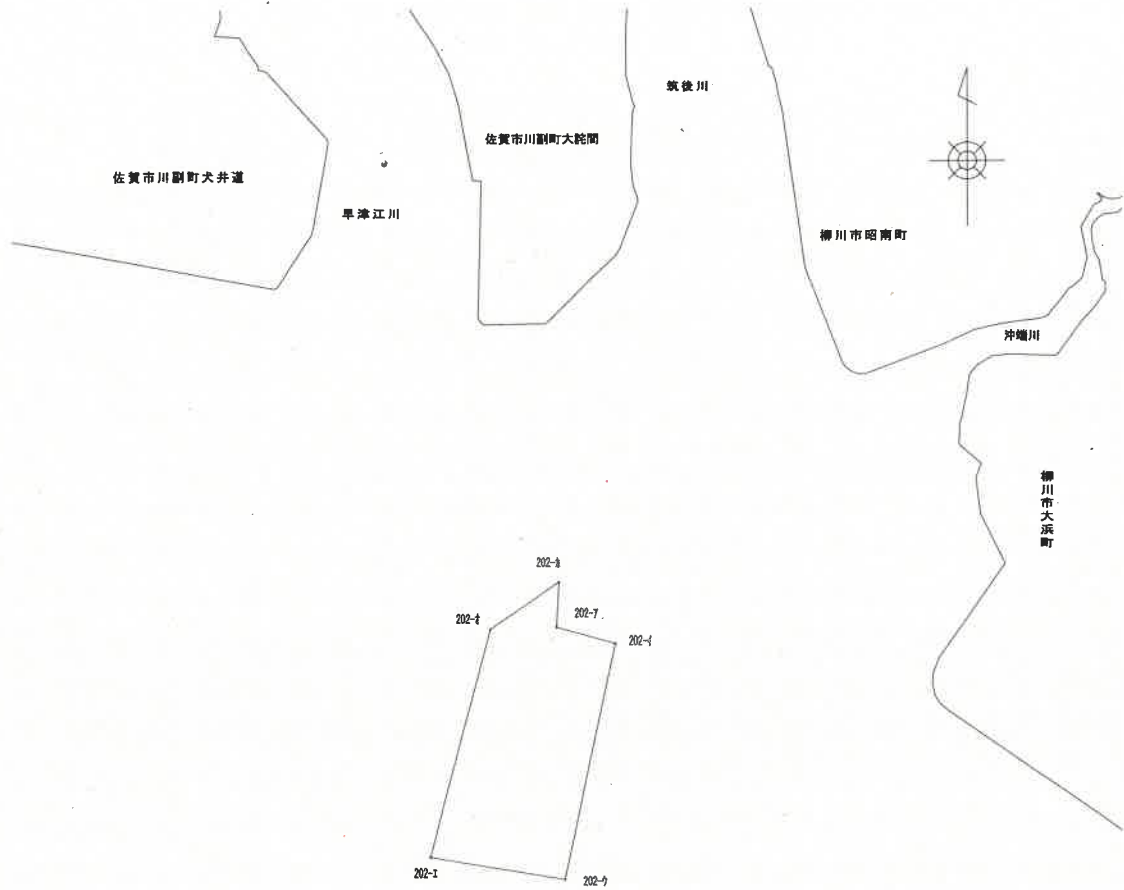
縮尺 $\frac{1}{100,000}$



漁場の区域	緯 度	経 度
201-ア	33° 7' 17"	130° 19' 57"
201-イ	33° 7' 12"	130° 20' 16"
201-ウ	33° 6' 52"	130° 20' 8"
201-エ	33° 6' 38"	130° 20' 1"
201-オ	33° 6' 26"	130° 19' 48"
201-カ	33° 6' 28"	130° 19' 43"
201-キ	33° 6' 44"	130° 19' 44"

農区第201号
 区画漁業権漁場図

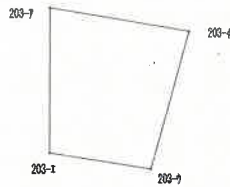
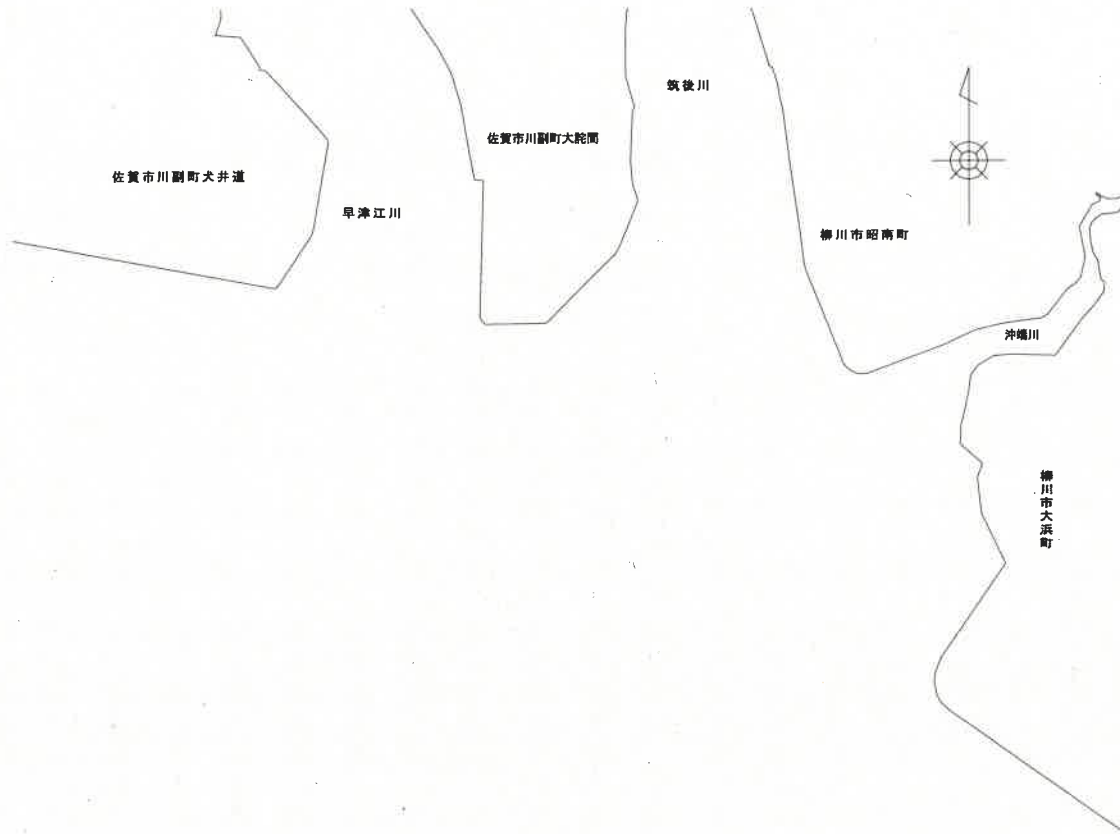
縮尺 $\frac{1}{33,000}$



漁場の区域	緯 度	経 度
202-ア	33° 7' 27"	130° 20' 46"
202-イ	33° 7' 23"	130° 21' 1"
202-ウ	33° 6' 34"	130° 20' 49"
202-エ	33° 6' 38"	130° 20' 16"
202-オ	33° 7' 26"	130° 20' 30"
202-カ	33° 7' 36"	130° 20' 47"

農区第202号
区画漁業権漁場図

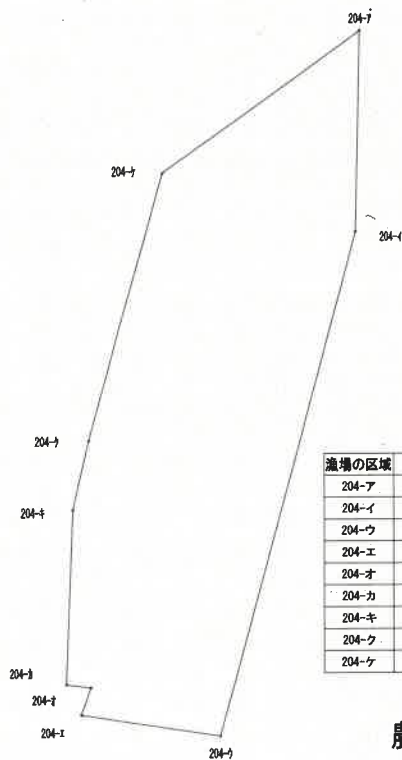
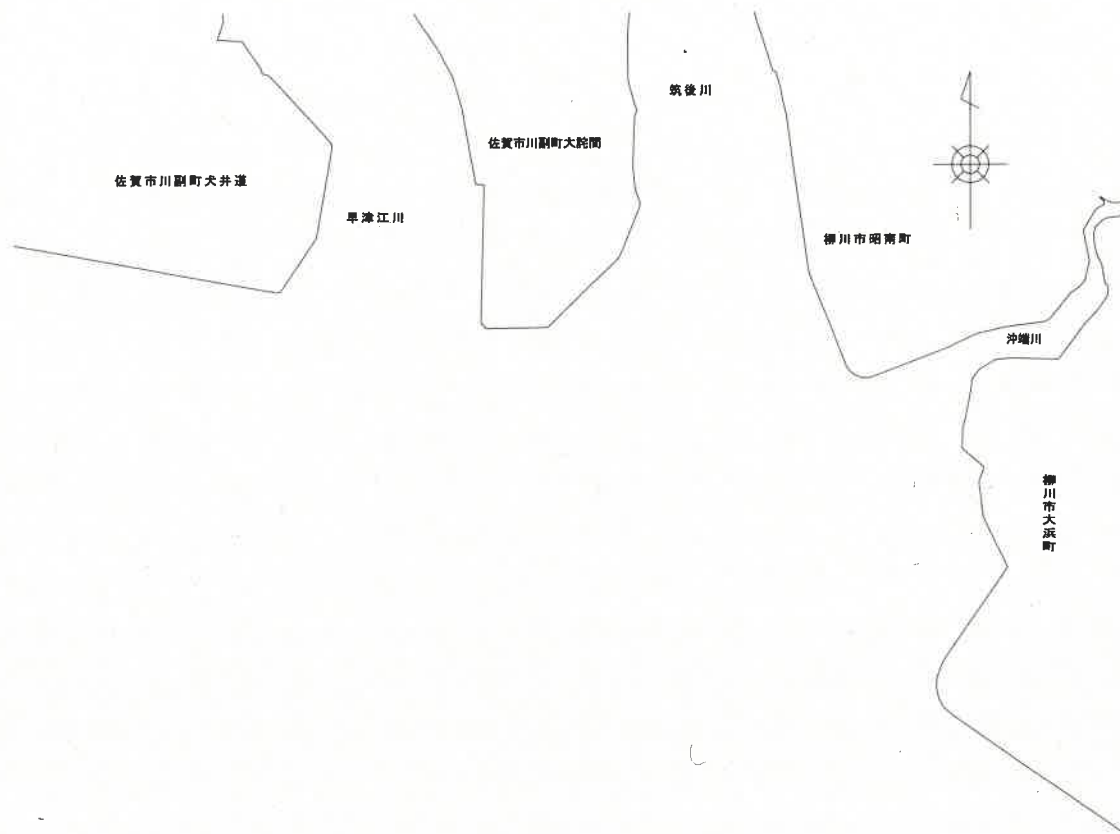
縮尺 $\frac{1}{33,000}$



漁場の区域	緯 度	経 度
203-7	33° 6' 37"	130° 20' 14"
203-1	33° 6' 32"	130° 20' 49"
203-9	33° 6' 3"	130° 20' 39"
203-4	33° 6' 6"	130° 20' 14"

農区第203号
区画漁業権漁場図

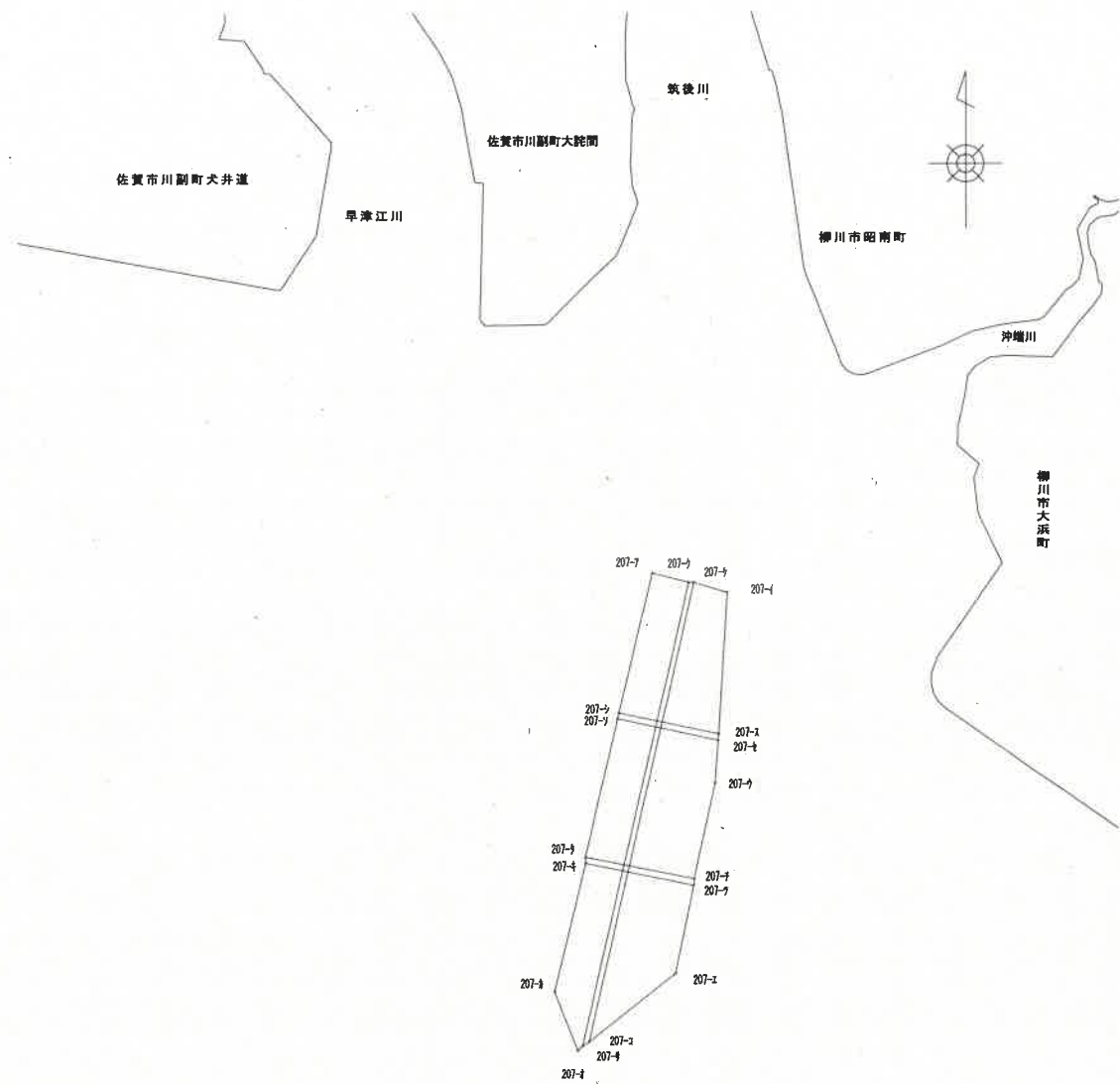
縮尺 $\frac{1}{33,000}$



漁場の区域	緯 度	経 度
204-ア	33° 6' 33"	130° 20' 9"
204-イ	33° 5' 51"	130° 20' 8"
204-ウ	33° 4' 4"	130° 19' 36"
204-エ	33° 4' 8"	130° 19' 1"
204-オ	33° 4' 14"	130° 19' 3"
204-カ	33° 4' 15"	130° 18' 57"
204-キ	33° 4' 52"	130° 18' 59"
204-ク	33° 5' 6"	130° 19' 2"
204-ケ	33° 6' 3"	130° 19' 20"

農区第204号
区画漁業権漁場図

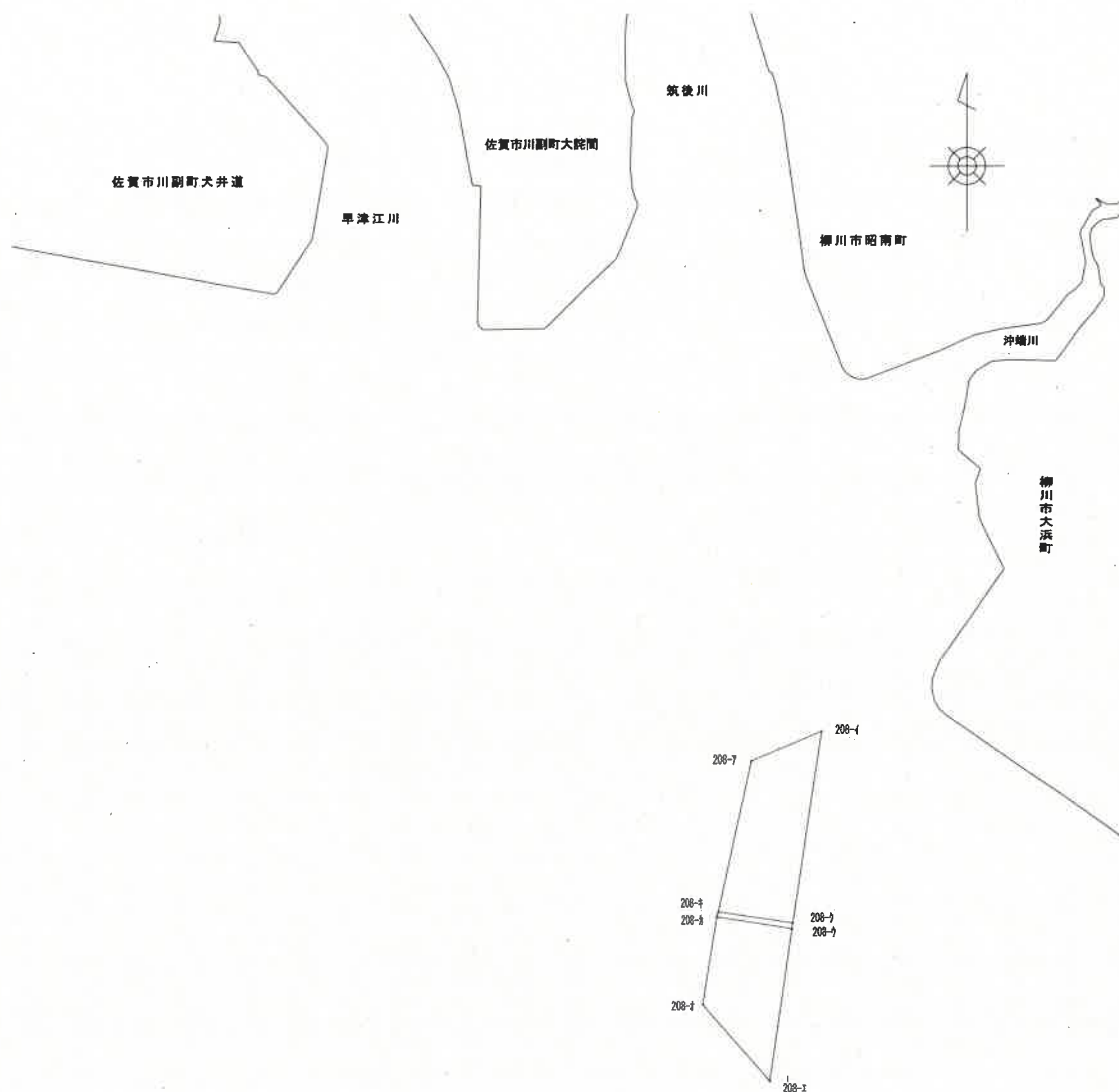
縮尺 $\frac{1}{33,000}$



漁場の区域	緯 度	経 度
207-ア	33° 7' 38"	130° 21' 10"
207-イ	33° 7' 34"	130° 21' 29"
207-ウ	33° 6' 54"	130° 21' 26"
207-エ	33° 6' 13"	130° 21' 17"
207-オ	33° 5' 57"	130° 20' 53"
207-カ	33° 6' 9"	130° 20' 47"
207-キ	33° 6' 36"	130° 20' 54"
207-ク	33° 7' 36"	130° 21' 19"
207-ケ	33° 7' 36"	130° 21' 21"
207-コ	33° 5' 59"	130° 20' 55"
207-サ	33° 5' 58"	130° 20' 54"
207-シ	33° 7' 8"	130° 21' 2"
207-ス	33° 7' 4"	130° 21' 27"
207-セ	33° 7' 3"	130° 21' 27"
207-ソ	33° 7' 7"	130° 21' 2"
207-タ	33° 6' 38"	130° 20' 54"
207-チ	33° 6' 33"	130° 21' 21"
207-ツ	33° 6' 32"	130° 21' 21"

農区第207号
区画漁業権漁場図

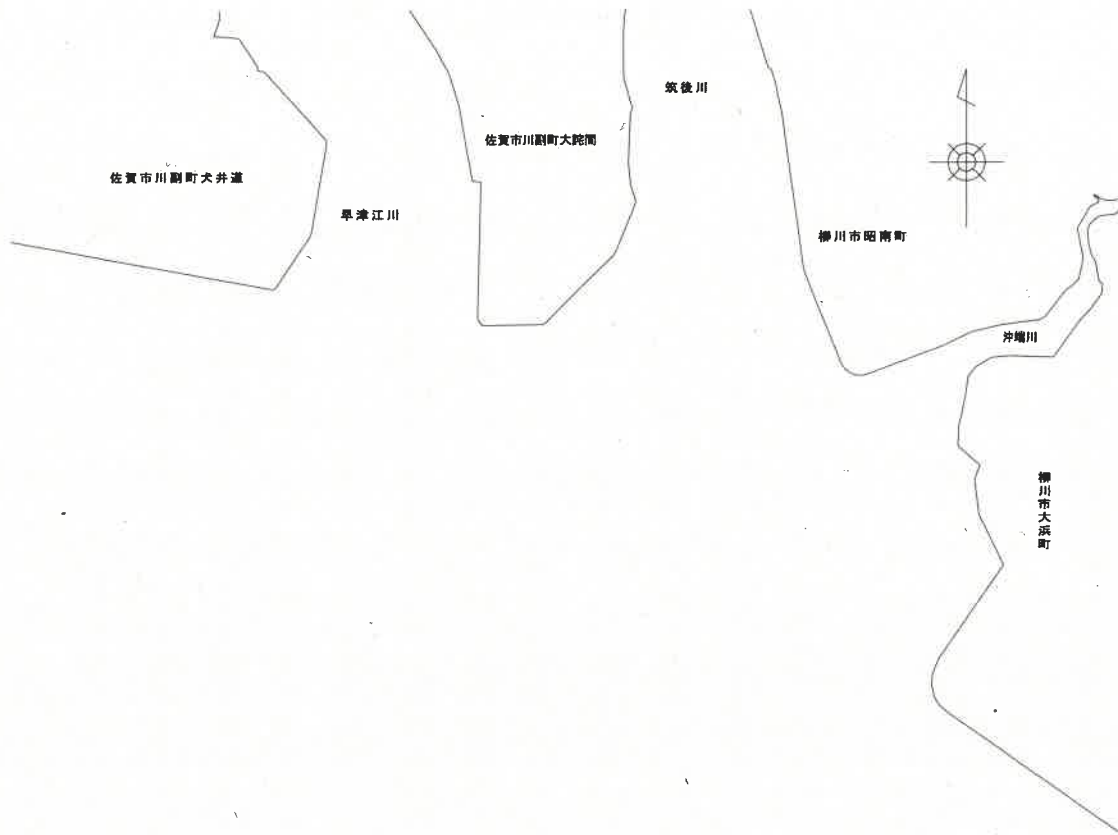
縮尺 $\frac{1}{33,000}$



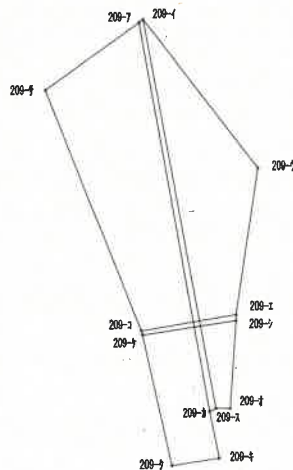
漁場の区域	緯 度	経 度
208-ア	33° 7' 0"	130° 21' 36"
208-イ	33° 7' 6"	130° 21' 53"
208-ウ	33° 6' 24"	130° 21' 46"
208-エ	33° 5' 52"	130° 21' 41"
208-オ	33° 6' 8"	130° 21' 24"
208-カ	33° 6' 27"	130° 21' 27"
208-キ	33° 6' 28"	130° 21' 28"
208-ク	33° 6' 25"	130° 21' 46"

農区第208号
 区画漁業権漁場図

縮尺 $\frac{1}{33,000}$



漁場の区域	緯 度	経 度
209-ア	33° 6' 9"	130° 21' 17"
209-イ	33° 6' 10"	130° 21' 18"
209-ウ	33° 5' 39"	130° 21' 46"
209-エ	33° 5' 8"	130° 21' 41"
209-オ	33° 4' 48"	130° 21' 40"
209-カ	33° 4' 47"	130° 21' 35"
209-キ	33° 4' 37"	130° 21' 37"
209-ク	33° 4' 36"	130° 21' 26"
209-ケ	33° 5' 3"	130° 21' 18"
209-コ	33° 5' 4"	130° 21' 18"
209-サ	33° 5' 55"	130° 20' 54"
209-シ	33° 5' 6"	130° 21' 41"
209-ス	33° 4' 48"	130° 21' 36"



農区第209号
 区画漁業権漁場図

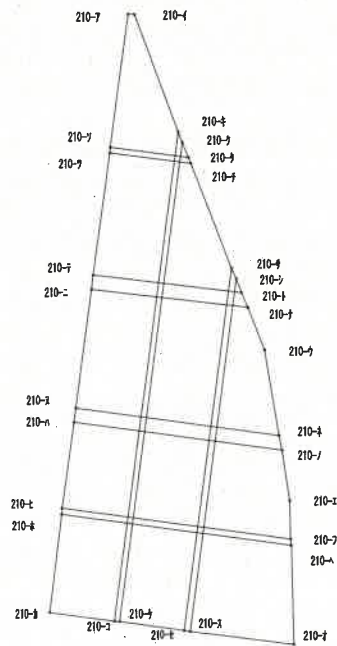
縮尺 $\frac{1}{33,000}$

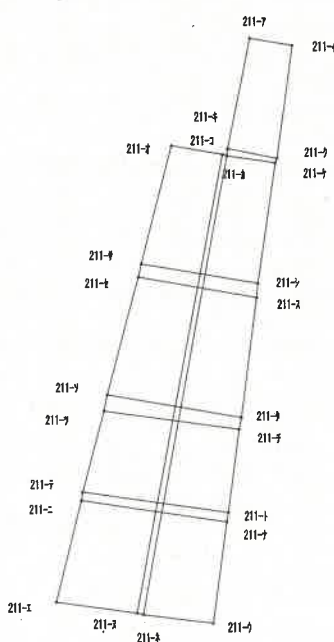
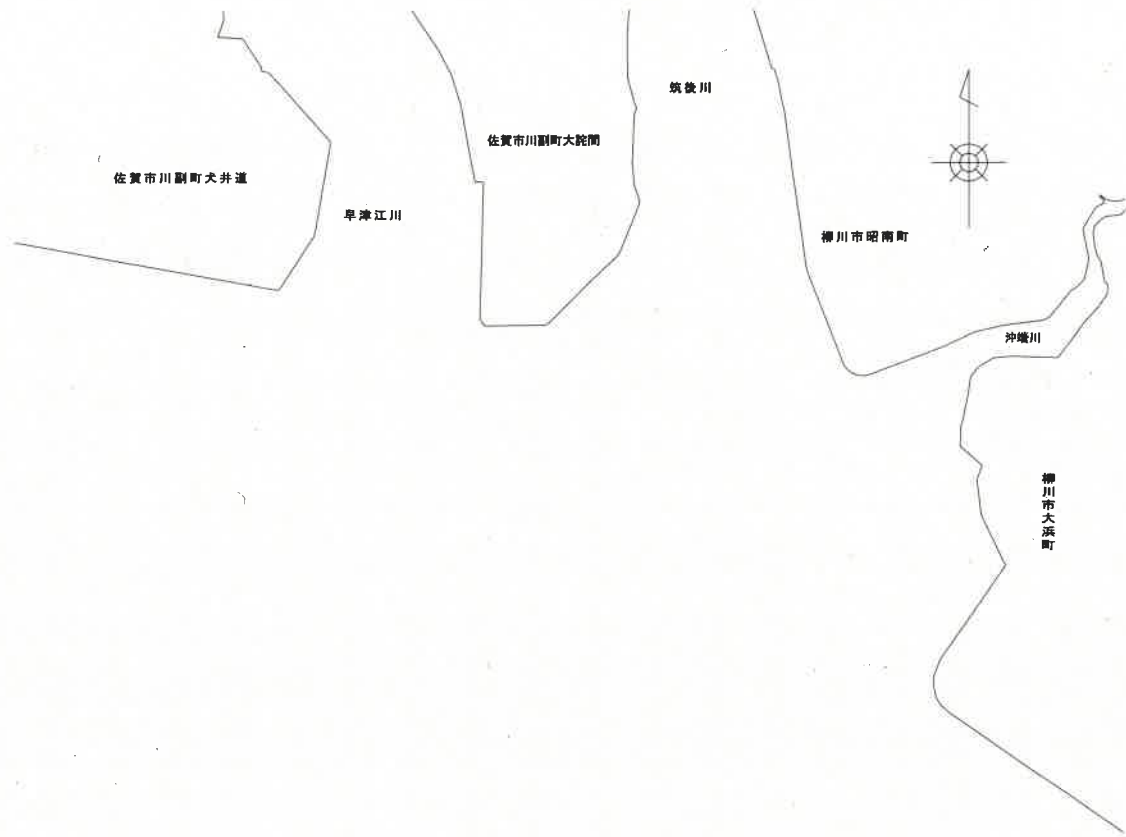


農区第210号
区画漁業権漁場図

縮尺 $\frac{1}{33,000}$

漁場の区域	緯 度	経 度
210-ア	33° 6' 4"	130° 20' 43"
210-イ	33° 6' 4"	130° 20' 45"
210-ウ	33° 4' 54"	130° 21' 17"
210-エ	33° 4' 22"	130° 21' 24"
210-オ	33° 3' 51"	130° 21' 25"
210-カ	33° 3' 58"	130° 20' 25"
210-キ	33° 5' 39"	130° 20' 56"
210-ク	33° 5' 37"	130° 20' 57"
210-ケ	33° 3' 56"	130° 20' 42"
210-コ	33° 3' 56"	130° 20' 41"
210-サ	33° 5' 11"	130° 21' 9"
210-シ	33° 5' 9"	130° 21' 10"
210-ス	33° 3' 54"	130° 20' 59"
210-セ	33° 3' 54"	130° 20' 58"
210-ソ	33° 5' 36"	130° 20' 39"
210-タ	33° 5' 34"	130° 20' 58"
210-チ	33° 5' 33"	130° 20' 59"
210-ツ	33° 5' 35"	130° 20' 39"
210-テ	33° 5' 9"	130° 20' 35"
210-ト	33° 5' 6"	130° 21' 12"
210-ナ	33° 5' 2"	130° 21' 13"
210-ニ	33° 5' 6"	130° 20' 35"
210-ヌ	33° 4' 41"	130° 20' 31"
210-ネ	33° 4' 35"	130° 21' 21"
210-ノ	33° 4' 32"	130° 21' 22"
210-ハ	33° 4' 38"	130° 20' 30"
210-ヒ	33° 4' 20"	130° 20' 28"
210-フ	33° 4' 14"	130° 21' 24"
210-ヘ	33° 4' 12"	130° 21' 24"
210-ホ	33° 4' 19"	130° 20' 27"

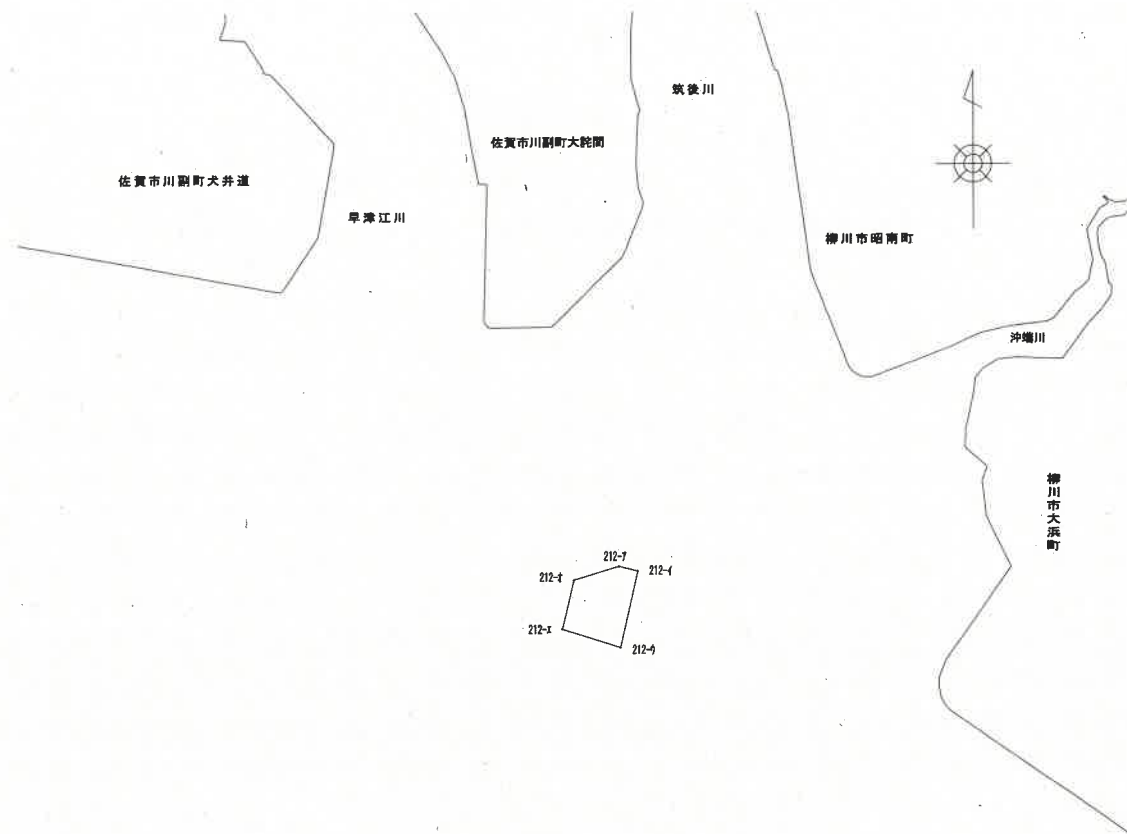




漁場の区域	緯 度	経 度
211-ア	33° 6' 2"	130° 20' 29"
211-イ	33° 6' 1"	130° 20' 40"
211-ウ	33° 3' 59"	130° 20' 21"
211-エ	33° 4' 3"	130° 19' 42"
211-オ	33° 5' 40"	130° 20' 10"
211-カ	33° 5' 37"	130° 20' 24"
211-キ	33° 5' 39"	130° 20' 24"
211-ク	33° 5' 37"	130° 20' 36"
211-ケ	33° 5' 36"	130° 20' 36"
211-コ	33° 5' 38"	130° 20' 23"
211-サ	33° 5' 15"	130° 20' 3"
211-シ	33° 5' 11"	130° 20' 32"
211-ス	33° 5' 8"	130° 20' 31"
211-セ	33° 5' 12"	130° 20' 2"
211-ソ	33° 4' 47"	130° 19' 54"
211-タ	33° 4' 42"	130° 20' 28"
211-チ	33° 4' 40"	130° 20' 27"
211-ツ	33° 4' 44"	130° 19' 53"
211-テ	33° 4' 27"	130° 19' 48"
211-ト	33° 4' 22"	130° 20' 25"
211-ナ	33° 4' 20"	130° 20' 24"
211-ニ	33° 4' 25"	130° 19' 48"
211-ヌ	33° 4' 1"	130° 20' 2"
211-ネ	33° 4' 1"	130° 20' 4"

農区第211号
区画漁業権漁場図

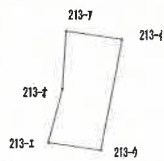
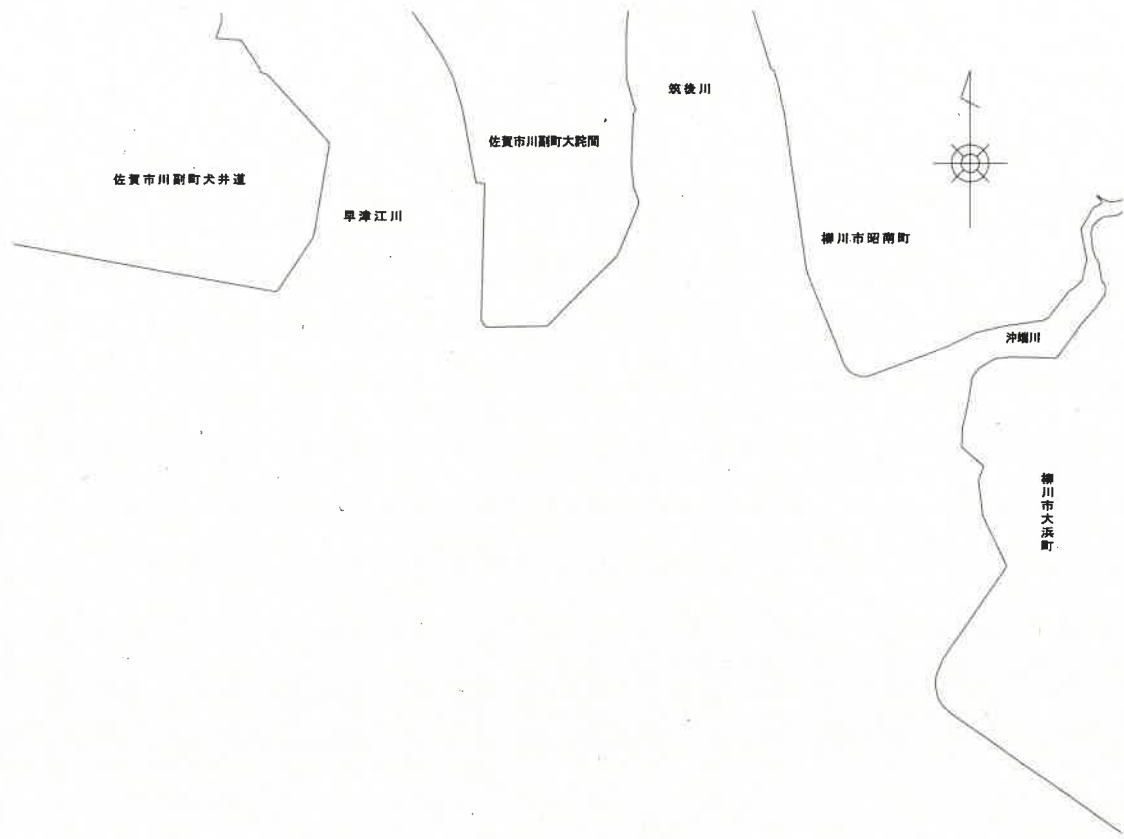
縮尺 $\frac{1}{33,000}$



漁場の区域	緯 度	経 度
212-ア	33° 7' 40"	130° 21' 1"
212-イ	33° 7' 39"	130° 21' 5"
212-ウ	33° 7' 23"	130° 21' 1"
212-エ	33° 7' 27"	130° 20' 47"
212-オ	33° 7' 37"	130° 20' 49"

農区第212号
区画漁業権漁場図

縮尺 $\frac{1}{33,000}$



漁場の区域	緯 度	経 度
213-ア	33° 6' 4"	130° 20' 14"
213-イ	33° 6' 3"	130° 20' 28"
213-ウ	33° 5' 39"	130° 20' 23"
213-エ	33° 5' 41"	130° 20' 10"
213-オ	33° 5' 52"	130° 20' 14"

農区第213号
区画漁業権漁場図

縮尺 $\frac{1}{33,000}$

福岡県有明海区漁場計画（案）

令和5年2月

福岡県

1 海区漁場計画を下記のとおり定め、公示する。

(1) 漁業権に関する事項 (共同漁業権)

その1 公示番号 有共第1号

ア 漁場の位置 筑後川から福岡、熊本両県境界に至る間の福岡県地先 (有明海)

イ 漁場の区域 次の基点第1号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ) 及び基点第3号の各点を順次に結んだ直線並びに最大高潮時海岸線及び川岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の表の区域及び表示河川の支流を除く。

港湾及び河川名	区域
三池港	築港内
沖端川	柳川市保加町、出の橋の下流端の線から上流
塩塚川	柳川市大和町、番所橋の下流端の線から上流
矢部川	柳川市大和町、浦島橋の下流端の線から上流
堂面川	大牟田市大字手鎌、新堂面橋の下流端の線から上流
大牟田川	河口の線から上流
諏訪川	河口の線から上流

基点第1号 福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置された有明海佐賀、福岡両県漁場境界標石柱

基点第2号 佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀、福岡両県漁場境界標石柱

基点第3号 四ツ山二頭山山頂の福岡、熊本両県の境界標石柱

(イ) 基点第1号と基点第2号とを結んだ直線上の中央点

(ロ) (イ) から熊本県宇城市三角町、三角岳山頂を見通した線と、基点第3号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎、竹崎島、夜灯鼻灯台を見通した線との交わる点

(ハ) (ニ) から真方位 330 度の線と基点第3号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎、竹崎島、夜灯鼻灯台を見通した線との交わる点

(ニ) 基点第3号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎、竹崎島頂上を見通した線より基点第3号を基点として南へ5度30分、2,272メートルの点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	はまぐり漁業	〃
	かき漁業	〃
	しおふき漁業	〃
	あかがい漁業	〃
	はいがい漁業	〃
	にし漁業	〃
	もがい漁業	〃
	まてがい漁業	〃
	あげまき漁業	〃
	うみたけ漁業	〃
	からすがい漁業	〃
	ばい漁業	〃
	たいらぎ漁業	10月1日から翌年5月31日まで
しゃみせんがい漁業	1月1日から12月31日まで	

	くまさるぼう漁業	〃
	しゃこ漁業	〃
	たこ漁業	〃
	いそぎんちやく漁業	〃
	餌むし漁業	〃
第2種共同漁業	あみもじ網漁業	1月1日から12月31日まで
	くもで網漁業	〃
	待網漁業 (繁網、手押網を含む。)	〃
	三尺網漁業	〃
	かにかご漁業	〃
	いかかご漁業	〃
	むつごろうけ漁業	〃
	あなごかご漁業(釜を使用するものを含む。)	〃
	うなぎかご漁業(釜を使用するものを含む。)	〃

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町及び大牟田市

カ 条件

(ア) 三尺網漁業

- a 三尺網漁業に使用する網は、長さ500メートル以内、網幅1.5メートル以内、操業時の網の高さ1メートル以内、網目は3.4センチメートル以上でなければならない。
- b 同一人で1箇統をこえる三尺網漁業を営んではならない。

(2) 漁業権に関する事項(区画漁業権)

その1 公示番号 有区第1号

ア 漁場の位置 柳川市昭南町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度08分20.8秒 東経130度21分37.8秒の点

(ロ) 北緯33度08分14.7秒 東経130度21分38.9秒の点

(ハ) 北緯33度08分15.0秒 東経130度21分45.1秒の点

(ニ) 北緯33度08分21.1秒 東経130度21分43.9秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かきひび建養殖業	1月1日から12月31日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 柳川市(三橋町及び大和町を除く)

カ 条件 なし

その2 公示番号 有区第2号

ア 漁場の位置 柳川市橋本町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯 33 度 07 分 37. 5 秒 東経 130 度 21 分 57. 0 秒の点
- (ロ) 北緯 33 度 07 分 15. 9 秒 東経 130 度 21 分 54. 0 秒の点
- (ハ) 北緯 33 度 07 分 07. 9 秒 東経 130 度 21 分 51. 2 秒の点
- (ニ) 北緯 33 度 07 分 04. 3 秒 東経 130 度 21 分 45. 1 秒の点
- (ホ) 北緯 33 度 07 分 04. 5 秒 東経 130 度 21 分 35. 2 秒の点
- (ヘ) 北緯 33 度 07 分 25. 7 秒 東経 130 度 21 分 34. 0 秒の点
- (ト) 北緯 33 度 07 分 59. 4 秒 東経 130 度 21 分 34. 1 秒の点
- (チ) 北緯 33 度 07 分 59. 4 秒 東経 130 度 21 分 36. 1 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	のり養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その 3 公示番号 有区第 3 号

ア 漁場の位置 柳川市橋本町地先

イ 漁場の区域 次の (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ) 及び (イ) の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯 33 度 07 分 16. 8 秒 東経 130 度 22 分 13. 0 秒の点
- (ロ) 北緯 33 度 05 分 46. 8 秒 東経 130 度 21 分 49. 6 秒の点
- (ハ) 北緯 33 度 05 分 51. 8 秒 東経 130 度 21 分 40. 8 秒の点
- (ニ) 北緯 33 度 07 分 31. 7 秒 東経 130 度 21 分 59. 6 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	のり養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その 4 公示番号 有区第 4 号

ア 漁場の位置 柳川市橋本町地先

イ 漁場の区域 次の (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ) 及び (イ) の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯 33 度 06 分 32. 1 秒 東経 130 度 22 分 53. 5 秒の点
- (ロ) 北緯 33 度 05 分 48. 3 秒 東経 130 度 21 分 51. 2 秒の点
- (ハ) 北緯 33 度 07 分 15. 6 秒 東経 130 度 22 分 13. 4 秒の点
- (ニ) 北緯 33 度 06 分 59. 7 秒 東経 130 度 22 分 27. 9 秒の点
- (ホ) 北緯 33 度 06 分 53. 4 秒 東経 130 度 22 分 24. 3 秒の点
- (ヘ) 北緯 33 度 06 分 46. 2 秒 東経 130 度 22 分 35. 7 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	のり養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その5 公示番号 有区第5号

ア 漁場の位置 柳川市橋本町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度06分14.3秒 東経130度23分02.0秒の点
- (ロ) 北緯33度05分59.8秒 東経130度22分42.8秒の点
- (ハ) 北緯33度06分13.7秒 東経130度22分28.3秒の点
- (ニ) 北緯33度06分27.7秒 東経130度22分48.5秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その6 公示番号 有区第6号

ア 漁場の位置 柳川市橋本町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)、(ワ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(ただし、(ロ)、(ハ)、(ル)、(ヲ)及び(ロ)の各点並びに(ニ)、(ホ)、(リ)、(ヌ)及び(ニ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。)

- (イ) 北緯33度05分59.0秒 東経130度22分41.9秒の点
- (ロ) 北緯33度05分46.0秒 東経130度22分24.0秒の点
- (ハ) 北緯33度05分45.2秒 東経130度22分23.0秒の点
- (ニ) 北緯33度05分32.2秒 東経130度22分05.5秒の点
- (ホ) 北緯33度05分31.6秒 東経130度22分04.7秒の点
- (ヘ) 北緯33度05分24.4秒 東経130度21分55.2秒の点
- (ト) 北緯33度05分39.1秒 東経130度21分53.0秒の点
- (チ) 北緯33度05分43.3秒 東経130度21分50.4秒の点
- (リ) 北緯33度05分44.1秒 東経130度21分51.6秒の点
- (ヌ) 北緯33度05分46.8秒 東経130度21分50.0秒の点
- (ル) 北緯33度05分59.5秒 東経130度22分07.9秒の点
- (ヲ) 北緯33度06分00.3秒 東経130度22分09.0秒の点
- (ワ) 北緯33度06分12.9秒 東経130度22分27.2秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その7 公示番号 有区第7号

ア 漁場の位置 柳川市橋本町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度05分57.1秒 東経130度23分20.4秒の点
- (ロ) 北緯33度05分40.8秒 東経130度23分02.7秒の点
- (ハ) 北緯33度05分59.1秒 東経130度22分43.7秒の点
- (ニ) 北緯33度06分13.4秒 東経130度23分02.9秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その8 公示番号 有区第8号

ア 漁場の位置 柳川市橋本町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)、(ワ)、(カ)、(ヨ)、及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(ただし、(ハ)、(ニ)、(ワ)、(カ)及び(ハ)の各点並びに(ト)、(チ)、(ル)、(ヲ)及び(ト)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。)

- (イ) 北緯33度05分40.1秒 東経130度23分01.6秒の点
- (ロ) 北緯33度05分31.8秒 東経130度22分45.5秒の点
- (ハ) 北緯33度05分28.6秒 東経130度22分42.4秒の点
- (ニ) 北緯33度05分27.7秒 東経130度22分41.6秒の点
- (ホ) 北緯33度05分23.4秒 東経130度22分37.4秒の点
- (ヘ) 北緯33度05分17.9秒 東経130度22分32.2秒の点
- (ト) 北緯33度05分12.1秒 東経130度22分26.6秒の点
- (チ) 北緯33度05分11.2秒 東経130度22分26.1秒の点
- (リ) 北緯33度04分53.3秒 東経130度22分01.9秒の点
- (ヌ) 北緯33度05分23.2秒 東経130度21分55.5秒の点
- (ル) 北緯33度05分30.7秒 東経130度22分05.5秒の点
- (ヲ) 北緯33度05分31.3秒 東経130度22分06.4秒の点
- (ワ) 北緯33度05分45.1秒 東経130度22分25.0秒の点
- (カ) 北緯33度05分44.4秒 東経130度22分24.0秒の点
- (ヨ) 北緯33度05分58.3秒 東経130度22分42.6秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その9 公示番号 有区第9号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度05分24.8秒 東経130度23分19.1秒の点
- (ロ) 北緯33度05分16.3秒 東経130度23分10.0秒の点
- (ハ) 北緯33度05分31.6秒 東経130度22分50.1秒の点

(二) 北緯33度05分37.3秒 東経130度23分03.1秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その10 公示番号 有区第10号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度05分15.5秒 東経130度23分09.0秒の点

(ロ) 北緯33度04分53.0秒 東経130度22分44.7秒の点

(ハ) 北緯33度05分08.4秒 東経130度22分24.8秒の点

(ニ) 北緯33度05分31.0秒 東経130度22分48.8秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その11 公示番号 有区第11号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)、(ワ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(ただし(ロ)、(ハ)、(ル)、(ヲ)及び(ロ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。)

(イ) 北緯33度04分51.7秒 東経130度22分43.4秒の点

(ロ) 北緯33度04分30.9秒 東経130度22分21.0秒の点

(ハ) 北緯33度04分27.7秒 東経130度22分20.0秒の点

(ニ) 北緯33度04分05.6秒 東経130度21分55.9秒の点

(ホ) 北緯33度04分11.7秒 東経130度21分48.7秒の点

(ヘ) 北緯33度04分29.4秒 東経130度21分51.3秒の点

(ト) 北緯33度04分21.5秒 東経130度22分01.7秒の点

(チ) 北緯33度04分22.8秒 東経130度22分03.1秒の点

(リ) 北緯33度04分31.8秒 東経130度21分51.5秒の点

(ヌ) 北緯33度04分39.1秒 東経130度21分52.6秒の点

(ル) 北緯33度04分44.6秒 東経130度21分58.3秒の点

(ヲ) 北緯33度04分46.8秒 東経130度22分00.5秒の点

(ワ) 北緯33度05分07.1秒 東経130度22分23.5秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その12 公示番号 有区第12号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度05分09.3秒 東経130度23分42.9秒の点
- (ロ) 北緯33度04分59.2秒 東経130度23分32.0秒の点
- (ハ) 北緯33度05分15.3秒 東経130度23分11.2秒の点
- (ニ) 北緯33度05分25.4秒 東経130度23分22.2秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その13 公示番号 有区第13号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度04分58.2秒 東経130度23分31.0秒の点
- (ロ) 北緯33度04分36.1秒 東経130度23分06.9秒の点
- (ハ) 北緯33度04分52.1秒 東経130度22分46.1秒の点
- (ニ) 北緯33度05分14.6秒 東経130度23分10.3秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その14 公示番号 有区第14号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(ただし(ロ)、(ハ)、(ヌ)、(ル)及び(ロ)の各点並びに(ニ)、(ホ)、(チ)、(リ)及び(ニ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。)

- (イ) 北緯33度04分34.7秒 東経130度23分05.4秒の点
- (ロ) 北緯33度04分13.9秒 東経130度22分43.0秒の点
- (ハ) 北緯33度04分11.3秒 東経130度22分41.2秒の点
- (ニ) 北緯33度03分48.4秒 東経130度22分16.5秒の点
- (ホ) 北緯33度03分47.6秒 東経130度22分15.6秒の点
- (ヘ) 北緯33度03分36.7秒 東経130度22分03.9秒の点
- (ト) 北緯33度04分01.1秒 東経130度21分46.5秒の点
- (チ) 北緯33度04分10.0秒 東経130度21分47.9秒の点

- (リ) 北緯33度04分04.9秒 東経130度21分56.9秒の点
- (ヌ) 北緯33度04分26.9秒 東経130度22分21.1秒の点
- (ル) 北緯33度04分29.9秒 東経130度22分22.3秒の点
- (ヲ) 北緯33度04分50.7秒 東経130度22分44.6秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その15 公示番号 有区第15号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度05分04.3秒 東経130度24分06.8秒の点
- (ロ) 北緯33度04分46.9秒 東経130度23分47.9秒の点
- (ハ) 北緯33度04分58.2秒 東経130度23分33.2秒の点
- (ニ) 北緯33度05分15.5秒 東経130度23分52.0秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その16 公示番号 有区第16号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度04分46.0秒 東経130度23分46.9秒の点
- (ロ) 北緯33度04分23.6秒 東経130度23分22.8秒の点
- (ハ) 北緯33度04分35.1秒 東経130度23分08.2秒の点
- (ニ) 北緯33度04分57.2秒 東経130度23分32.3秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その17 公示番号 有区第17号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度04分22.3秒 東経130度23分21.4秒の点

- (ロ) 北緯33度04分01.4秒 東経130度22分59.0秒の点
- (ハ) 北緯33度04分12.8秒 東経130度22分44.2秒の点
- (ニ) 北緯33度04分33.8秒 東経130度23分06.7秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その18 公示番号 有区第18号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(ただし(ロ)、(ハ)、(ヘ)、(ト)及び(ロ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。)

- (イ) 北緯33度03分58.7秒 東経130度22分57.2秒の点
- (ロ) 北緯33度03分36.1秒 東経130度22分32.7秒の点
- (ハ) 北緯33度03分35.2秒 東経130度22分31.8秒の点
- (ニ) 北緯33度03分20.2秒 東経130度22分15.6秒の点
- (ホ) 北緯33度03分35.2秒 東経130度22分05.0秒の点
- (ヘ) 北緯33度03分46.4秒 東経130度22分17.1秒の点
- (ト) 北緯33度03分47.2秒 東経130度22分18.1秒の点
- (チ) 北緯33度04分10.0秒 東経130度22分42.7秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その19 公示番号 有区第19号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度04分51.3秒 東経130度24分24.0秒の点
- (ロ) 北緯33度04分33.6秒 東経130度24分05.0秒の点
- (ハ) 北緯33度04分45.8秒 東経130度23分49.1秒の点
- (ニ) 北緯33度05分03.3秒 東経130度24分08.1秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その20 公示番号 有区第20号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度04分32.7秒 東経130度24分04.1秒の点
- (ロ) 北緯33度04分10.5秒 東経130度23分39.8秒の点
- (ハ) 北緯33度04分22.7秒 東経130度23分24.1秒の点
- (ニ) 北緯33度04分45.0秒 東経130度23分48.1秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その21 公示番号 有区第21号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度04分09.1秒 東経130度23分38.4秒の点
- (ロ) 北緯33度03分48.4秒 東経130度23分15.8秒の点
- (ハ) 北緯33度04分00.5秒 東経130度23分00.2秒の点
- (ニ) 北緯33度04分21.3秒 東経130度23分22.7秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その22 公示番号 有区第22号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(ただし(ロ)、(ハ)、(ヘ)、(ト)及び(ロ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。)

- (イ) 北緯33度03分46.0秒 東経130度23分13.5秒の点
- (ロ) 北緯33度03分23.7秒 東経130度22分49.2秒の点
- (ハ) 北緯33度03分22.7秒 東経130度22分48.2秒の点
- (ニ) 北緯33度03分03.7秒 東経130度22分27.4秒の点
- (ホ) 北緯33度03分19.2秒 東経130度22分16.4秒の点
- (ヘ) 北緯33度03分34.4秒 東経130度22分32.9秒の点
- (ト) 北緯33度03分35.3秒 東経130度22分33.8秒の点
- (チ) 北緯33度03分57.9秒 東経130度22分58.3秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
カ 条件 なし

その23 公示番号 有区第23号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度04分41.0秒 東経130度24分37.9秒の点
- (ロ) 北緯33度04分24.0秒 東経130度24分31.9秒の点
- (ハ) 北緯33度04分18.0秒 東経130度24分25.5秒の点
- (ニ) 北緯33度04分32.5秒 東経130度24分06.2秒の点
- (ホ) 北緯33度04分50.3秒 東経130度24分25.3秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
カ 条件 なし

その24 公示番号 有区第24号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度04分16.9秒 東経130度24分24.4秒の点
- (ロ) 北緯33度03分54.7秒 東経130度24分00.2秒の点
- (ハ) 北緯33度04分09.5秒 東経130度23分41.1秒の点
- (ニ) 北緯33度04分31.7秒 東経130度24分05.3秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
カ 条件 なし

その25 公示番号 有区第25号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度03分53.4秒 東経130度23分58.7秒の点
- (ロ) 北緯33度03分32.5秒 東経130度23分36.2秒の点
- (ハ) 北緯33度03分47.4秒 東経130度23分17.1秒の点
- (ニ) 北緯33度04分08.2秒 東経130度23分40.0秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
カ 条件 なし

その26 公示番号 有区第26号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度03分30.3秒 東経130度23分33.7秒の点
- (ロ) 北緯33度03分08.3秒 東経130度23分09.6秒の点
- (ハ) 北緯33度03分22.9秒 東経130度22分50.2秒の点
- (ニ) 北緯33度03分45.2秒 東経130度23分14.5秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
カ 条件 なし

その27 公示番号 有区第27号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度03分07.3秒 東経130度23分08.6秒の点
- (ロ) 北緯33度02分43.0秒 東経130度22分42.2秒の点
- (ハ) 北緯33度03分02.7秒 東経130度22分28.1秒の点
- (ニ) 北緯33度03分22.0秒 東経130度22分49.2秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
カ 条件 なし

その28 公示番号 有区第28号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度04分20.3秒 東経130度24分30.0秒の点
- (ロ) 北緯33度03分56.0秒 東経130度24分23.9秒の点
- (ハ) 北緯33度03分43.4秒 東経130度24分15.0秒の点
- (ニ) 北緯33度03分53.7秒 東経130度24分01.5秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その29 公示番号 有区第29号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度03分41.8秒 東経130度24分13.8秒の点
- (ロ) 北緯33度03分17.1秒 東経130度23分56.3秒の点
- (ハ) 北緯33度03分31.5秒 東経130度23分37.3秒の点
- (ニ) 北緯33度03分52.4秒 東経130度24分00.1秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その30 公示番号 有区第30号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度03分14.9秒 東経130度23分53.7秒の点
- (ロ) 北緯33度02分52.0秒 東経130度23分30.6秒の点
- (ハ) 北緯33度03分07.4秒 東経130度23分10.6秒の点
- (ニ) 北緯33度03分29.5秒 東経130度23分34.8秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その31 公示番号 有区第31号

ア 漁場の位置 大牟田市地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度02分51.1秒 東経130度23分29.7秒の点
- (ロ) 北緯33度02分29.0秒 東経130度23分07.3秒の点
- (ハ) 北緯33度02分31.0秒 東経130度23分04.9秒の点
- (ニ) 北緯33度02分26.3秒 東経130度22分54.0秒の点
- (ホ) 北緯33度02分42.0秒 東経130度22分42.9秒の点
- (ヘ) 北緯33度03分06.4秒 東経130度23分09.6秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで
〃	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

- エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
- カ 条件 なし

その32 公示番号 有区第32号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度03分50.9秒 東経130度24分28.0秒の点
- (ロ) 北緯33度03分41.8秒 東経130度24分32.4秒の点
- (ハ) 北緯33度03分34.4秒 東経130度24分32.4秒の点
- (ニ) 北緯33度03分18.8秒 東経130度24分26.3秒の点
- (ホ) 北緯33度03分13.5秒 東経130度24分22.6秒の点
- (ヘ) 北緯33度03分17.8秒 東経130度24分12.4秒の点
- (ト) 北緯33度03分11.0秒 東経130度24分07.5秒の点
- (チ) 北緯33度03分16.1秒 東経130度23分57.4秒の点
- (リ) 北緯33度03分52.9秒 東経130度24分23.8秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

- オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
- カ 条件 なし

その33 公示番号 有区第33号

ア 漁場の位置 大牟田市地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度03分00.2秒 東経130度24分18.9秒の点
- (ロ) 北緯33度02分28.2秒 東経130度24分04.0秒の点
- (ハ) 北緯33度02分51.3秒 東経130度23分31.7秒の点
- (ニ) 北緯33度03分14.4秒 東経130度23分55.0秒の点
- (ホ) 北緯33度03分07.9秒 東経130度24分04.5秒の点
- (ヘ) 北緯33度03分09.5秒 東経130度24分06.0秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

- オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
- カ 条件 なし

その34 公示番号 有区第34号

ア 漁場の位置 大牟田市地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度02分27.2秒 東経130度24分03.3秒の点

- (ロ) 北緯33度02分09.2秒 東経130度23分51.7秒の点
- (ハ) 北緯33度02分15.3秒 東経130度23分42.8秒の点
- (ニ) 北緯33度02分27.9秒 東経130度23分35.2秒の点
- (ホ) 北緯33度02分24.9秒 東経130度23分32.7秒の点
- (ヘ) 北緯33度02分12.4秒 東経130度23分39.5秒の点
- (ト) 北緯33度02分09.6秒 東経130度23分36.9秒の点
- (チ) 北緯33度02分28.6秒 東経130度23分08.9秒の点
- (リ) 北緯33度02分50.3秒 東経130度23分30.8秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その35 公示番号 有区第35号

ア 漁場の位置 みやま市高田町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度04分31.9秒 東経130度24分52.9秒の点
- (ロ) 北緯33度04分16.3秒 東経130度24分56.7秒の点
- (ハ) 北緯33度03分53.6秒 東経130度24分32.2秒の点
- (ニ) 北緯33度03分56.5秒 東経130度24分27.7秒の点
- (ホ) 北緯33度04分40.4秒 東経130度24分42.7秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その36 公示番号 有区第36号

ア 漁場の位置 大牟田市地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度03分31.6秒 東経130度25分12.6秒の点
- (ロ) 北緯33度03分26.8秒 東経130度25分07.8秒の点
- (ハ) 北緯33度03分51.9秒 東経130度24分32.2秒の点
- (ニ) 北緯33度04分14.9秒 東経130度24分56.8秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その37 公示番号 有区第37号

ア 漁場の位置 大牟田市地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度03分25.8秒 東経130度25分06.8秒の点
- (ロ) 北緯33度03分09.0秒 東経130度24分50.0秒の点
- (ハ) 北緯33度03分21.4秒 東経130度24分32.4秒の点
- (ニ) 北緯33度03分34.5秒 東経130度24分37.1秒の点
- (ホ) 北緯33度03分51.0秒 東経130度24分31.3秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その38 公示番号 有区第38号

ア 漁場の位置 大牟田市地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度03分07.7秒 東経130度24分48.6秒の点
- (ロ) 北緯33度02分49.4秒 東経130度24分30.3秒の点
- (ハ) 北緯33度02分55.5秒 東経130度24分21.7秒の点
- (ニ) 北緯33度03分09.0秒 東経130度24分25.4秒の点
- (ホ) 北緯33度03分19.8秒 東経130度24分31.7秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その39 公示番号 有区第39号

ア 漁場の位置 大牟田市地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度02分48.0秒 東経130度24分29.0秒の点
- (ロ) 北緯33度02分30.7秒 東経130度24分11.8秒の点
- (ハ) 北緯33度02分53.7秒 東経130度24分20.9秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その40 公示番号 有区第40号

ア 漁場の位置 大牟田市地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度03分30.9秒 東経130度25分12.8秒の点
- (ロ) 北緯33度03分20.4秒 東経130度25分16.6秒の点
- (ハ) 北緯33度03分26.4秒 東経130度25分08.3秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その41 公示番号 有区第41号

ア 漁場の位置 大牟田市地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度03分18.4秒 東経130度25分17.3秒の点
- (ロ) 北緯33度02分51.8秒 東経130度25分14.2秒の点
- (ハ) 北緯33度03分08.7秒 東経130度24分50.6秒の点
- (ニ) 北緯33度03分25.4秒 東経130度25分07.3秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その42 公示番号 有区第42号

ア 漁場の位置 大牟田市地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度02分50.4秒 東経130度25分13.1秒の点
- (ロ) 北緯33度02分29.7秒 東経130度24分58.0秒の点
- (ハ) 北緯33度02分49.0秒 東経130度24分30.8秒の点
- (ニ) 北緯33度03分07.3秒 東経130度24分49.2秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その43 公示番号 有区第43号

ア 漁場の位置 大牟田市地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度02分28.5秒 東経130度24分57.1秒の点
- (ロ) 北緯33度02分04.6秒 東経130度24分41.1秒の点
- (ハ) 北緯33度02分04.2秒 東経130度24分08.2秒の点
- (ニ) 北緯33度02分06.4秒 東経130度24分02.0秒の点
- (ホ) 北緯33度02分29.3秒 東経130度24分11.2秒の点
- (ヘ) 北緯33度02分47.7秒 東経130度24分29.5秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その44 公示番号 有区第44号

ア 漁場の位置 大牟田市地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度01分44.4秒 東経130度24分21.0秒の点
- (ロ) 北緯33度01分19.9秒 東経130度23分50.5秒の点
- (ハ) 北緯33度01分39.1秒 東経130度23分32.7秒の点
- (ニ) 北緯33度01分54.2秒 東経130度23分50.8秒の点
- (ホ) 北緯33度01分57.2秒 東経130度24分08.2秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その45 公示番号 有区第45号

ア 漁場の位置 大牟田市地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度01分41.1秒 東経130度24分21.2秒の点
- (ロ) 北緯33度01分21.3秒 東経130度24分43.6秒の点
- (ハ) 北緯33度00分58.8秒 東経130度24分15.8秒の点
- (ニ) 北緯33度01分04.1秒 東経130度24分10.3秒の点
- (ホ) 北緯33度00分56.2秒 東経130度24分00.7秒の点
- (ヘ) 北緯33度01分11.0秒 東経130度23分43.7秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その46 公示番号 有区第46号

ア 漁場の位置 大牟田市地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度00分59.2秒 東経130度24分21.0秒の点
- (ロ) 北緯33度00分40.6秒 東経130度24分29.0秒の点
- (ハ) 北緯33度00分22.4秒 東経130度23分39.2秒の点
- (ニ) 北緯33度00分27.5秒 東経130度23分36.6秒の点
- (ホ) 北緯33度00分42.2秒 東経130度23分35.0秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その47 公示番号 有区第48号

ア 漁場の位置 大牟田市地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯32度59分58.9秒 東経130度23分47.0秒の点
- (ロ) 北緯33度00分08.4秒 東経130度24分28.7秒の点
- (ハ) 北緯33度00分05.3秒 東経130度24分29.9秒の点
- (ニ) 北緯32度59分55.8秒 東経130度23分48.0秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その48 公示番号 有区第301号

ア 漁場の位置 柳川市橋本町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度06分51.4秒 東経130度22分36.5秒の点
- (ロ) 北緯33度06分48.1秒 東経130度22分43.2秒の点
- (ハ) 北緯33度06分52.3秒 東経130度22分45.9秒の点
- (ニ) 北緯33度06分55.7秒 東経130度22分38.5秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第3種区画漁業	あさり地まき式養殖業	1月1日から12月31日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その49 公示番号 有区第302号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度05分21.1秒 東経130度23分46.8秒の点
- (ロ) 北緯33度05分16.4秒 東経130度23分42.7秒の点
- (ハ) 北緯33度05分15.7秒 東経130度23分42.1秒の点
- (ニ) 北緯33度05分25.4秒 東経130度23分28.4秒の点
- (ホ) 北緯33度05分28.9秒 東経130度23分33.8秒の点
- (ヘ) 北緯33度05分25.6秒 東経130度23分39.2秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第3種区画漁業	あさり地まき式養殖業	1月1日から12月31日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その50 公示番号 有区第303号

ア 漁場の位置 大牟田市地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度03分42.8秒 東経130度25分10.9秒の点
- (ロ) 北緯33度03分24.2秒 東経130度25分18.1秒の点
- (ハ) 北緯33度03分15.4秒 東経130度25分20.6秒の点
- (ニ) 北緯33度03分16.7秒 東経130度25分25.3秒の点
- (ホ) 北緯33度03分24.8秒 東経130度25分22.9秒の点
- (ヘ) 北緯33度03分43.0秒 東経130度25分15.2秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第3種区画漁業	あさり地まき式養殖業	1月1日から12月31日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その51 公示番号 有区第304号

ア 漁場の位置 柳川市橋本町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度07分23.4秒 東経130度22分06.5秒の点
- (ロ) 北緯33度07分22.7秒 東経130度22分13.5秒の点
- (ハ) 北緯33度07分14.6秒 東経130度22分12.0秒の点
- (ニ) 北緯33度07分08.7秒 東経130度22分10.5秒の点
- (ホ) 北緯33度07分09.3秒 東経130度22分03.8秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第3種区画漁業	あさり地まき式養殖業	1月1日から12月31日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その52 公示番号 有区第305号

ア 漁場の位置 大牟田市地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度01分39.5秒 東経130度24分57.5秒の点

(ロ) 北緯33度01分28.8秒 東経130度24分43.1秒の点

(ハ) 北緯33度01分36.6秒 東経130度24分34.9秒の点

(ニ) 北緯33度01分47.4秒 東経130度24分49.3秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで
第3種区画漁業	あさり地まき式養殖業	〃

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

(3) 保全沿岸漁場に関する事項

設定なし

2 漁場の図面

別添のとおり

3 漁業の免許予定日

令和5年9月1日

4 3に係る申請期間

令和5年6月14日から同年7月14日まで

5 免許の存続期間

共同漁業権については、令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

区画漁業権については、令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

6 類似漁業権以外の漁業権

有区第31号、有区第305号

※漁場の区域の表示に用いた緯度・経度は、全て世界測地系の数値である。

福岡県有明海区共同漁業権漁場図



福岡県有明海区区画漁業権漁場図



第378回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会次第

日 時：令和5年2月21日（火）15:00～
場 所：佐賀県水産会館 大会議室
(佐賀市西与賀町厘外 821 番地の 2)

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 題

- (1) 農林水産大臣管轄漁場における海区漁場計画（案）について（説明）
- (2) 福岡県及び佐賀県の有明海区における漁場計画（案）について（協議）
- (3) 有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書について（協議）
- (4) 令和5年度さし網等漁業福岡佐賀相互入漁許可方針について（協議）
- (5) その他

4. 閉 会

協 定 書

令和 5年2月21日

~~平成30年6月18日~~

有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書

佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、水産庁九州漁業調整事務所を立会人として、漁場に生活する両県漁民が漁場の秩序を維持し、安堵して生業に励み紛議が起こらないことを祈念して、ここに有明海の一部漁場を農林水産大臣が一時管轄することを認め、「有明海における佐賀福岡両県の漁場計画樹立方針に関する覚書」の趣旨を尊重し、次の事項を承認するとともに、誠実にこれを遵守することを協定する。

(農林水産大臣の管轄する漁場の範囲及び行う事項)

第1条 農林水産大臣の管轄する漁場は、次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域とする。

点ア 福岡県柳川市七ツ家の南西角（有明海の福岡、佐賀両県漁場境界標石柱）と佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角（有明海の佐賀、福岡両県漁場境界標石柱）とを結んだ直線上の中央点（筑後川川口中央）

点イ 点アと三角岳頂上を結んだ直線と、福岡、熊本両県の県境と夜灯鼻燈台を結んだ直線との交点

点ウ 点アと雲仙岳一等三角点を結んだ直線と、福岡、熊本両県の県境と夜灯鼻燈台を結んだ直線との交点

点エ 点アと雲仙岳一等三角点を結んだ直線と、竹崎島南西端と福岡、熊本両県の県境を結んだ直線との交点

点オ 点アと竹崎島東端を結んだ直線上、竹崎島東端から1,000メートル北の点

2 農林水産大臣の管轄する漁場において、農林水産大臣が自ら行う県知事の権限の範囲は、漁業の免許に関するものに限るものとする。

第2条 両県の有明海区漁業調整委員会は、漁業法第105条第4項の規定に基づき、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会（以下「福佐委員会」という。）を組織し、有明海における漁業調整に関する事項を処理するものとする。

なお、両委員会の構成及び運営については、同委員会事務規程で定める。

(漁業の免許の事前調整)

第3条 両県の知事は、漁場計画樹立にあたって、その決定に先立ち、福岡県地先においては、柳川市大和町地先中島川（矢部川）みおすじ以西の区域、佐賀県地先においては、佐賀市東与賀町地先あばきのたお以東の区域（以下「関係漁場」という。）の計画については、福佐委員会の意見を聴くものとする。

(共同漁業に関する事項)

第4条 農林水産大臣の管轄する漁場における共同漁業については、福岡有明海漁業協同組合連合会及び佐賀県有明海漁業協同組合の共有として免許を受け、この漁場以外の海域における共同漁業については、両県の知事が、それぞれの地先について免許するものとし、相手県の漁業協同組合に対しては、原則として平等に入漁権を設定するものとする。

なお、両県は次の各号に掲げる措置をとる。

- (1) 入漁権設定契約にあたっては、各漁業種別の実績を認めるほか、両県漁民の取り扱いの公正を期すること。
- (2) 両県に関係がある漁業の取り扱いについて差異が生じる場合は、事前に福佐委員会で協議し、その統一を図ること。

(区画漁業に関する事項)

第5条 農林水産大臣の管轄する漁場における区画漁業は、農林水産大臣の免許を受け、同漁場以外の海域における区画漁業は、両県の知事がそれぞれの地先について免許するものとする。両県は、漁場計画樹立の場合はもちろん漁業権行使の場合においても、関係漁場につき福佐委員会がその位置、区域及び行使内容を明確にする権利を有し、義務を負うことを認めるとともに、次の各号に掲げる事項を確認する。

- (1) 稚貝が多量に発生する区域は、区画漁業の漁場として計画を樹てないこと。

(2) 第3種区画漁業である貝類養殖業の漁場区域内に、たいらぎ等区画漁業の内容となっていない貝類が大発生した場合は、福佐委員会が協議のうえ、当該貝類の採取について公正な措置をとること。

(3) 農林水産大臣の管轄する漁場と知事の管轄する海域にまたがる漁場の区画漁業については、原則としてその漁場の管轄を異にする面積の大小により、その大きい面積を管轄する者の管轄に入れるものとする。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。この場合は、福佐委員会に諮り公正な措置をとること。

(許可漁業に関する事項)

第6条 両県の知事は、許可に係る漁業の操業区域が農林水産大臣の管轄する漁場を含む場合には、許可に際し、福佐委員会の意見を聴き、相手県の知事と協議し、その同意を得たうえで許可するものとする。

2 両県の知事は、農林水産大臣の管轄する漁場以外の海域における両県の許可漁業については、従来の実績を認め、両県漁民の取り扱いの公正を期するとともに、必要のある場合は、あらかじめ、福佐委員会の意見を聴いて、統数その他の制限事項を定めるものとする。

3 両県は、本条の実施を円滑にするため、常に緊密な連絡協調を保ち、特に農林水産大臣の管轄する漁場における漁業に関し、両県の取り扱いが異なるものについてはなるべく早い時期に両県において協議し、同一の取り扱いができるよう努力する。

(その他の事項)

第7条 農林水産大臣の管轄する漁場における漁業については、両県ともに漁業資源の愛護と漁業秩序の確保に努める義務を負うことを認め、問題が起きた場合は、福佐委員会で協議のうえ、適正な措置をとる。

(有効期間)

令和 5年

第8条 本協定の有効期間は、平成30年9月1日から5か年とする。

以上のとおり各項目について双方の意見の一致をみたが、両県は本協定があくまで臨時的措置であることを認め、不断に有明海沿岸漁業の自然的条件及び社会

的経済的条件の考究に努めて、速やかに最終的妥協点に到達するよう努力することを誓約し、本書5通を作成のうえ、両県、両県有明海区漁業調整委員会及び水産庁は各1通をそれぞれ保有するものとする。

令和5年2月21日

~~平成30年6月18日~~

福岡県知事

服部 誠太郎

~~小川 洋~~

福岡県有明海区漁業調整委員会会長

半田 亮司

~~内場 澄夫~~

佐賀県知事

山口 祥義

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長

西久保 敏

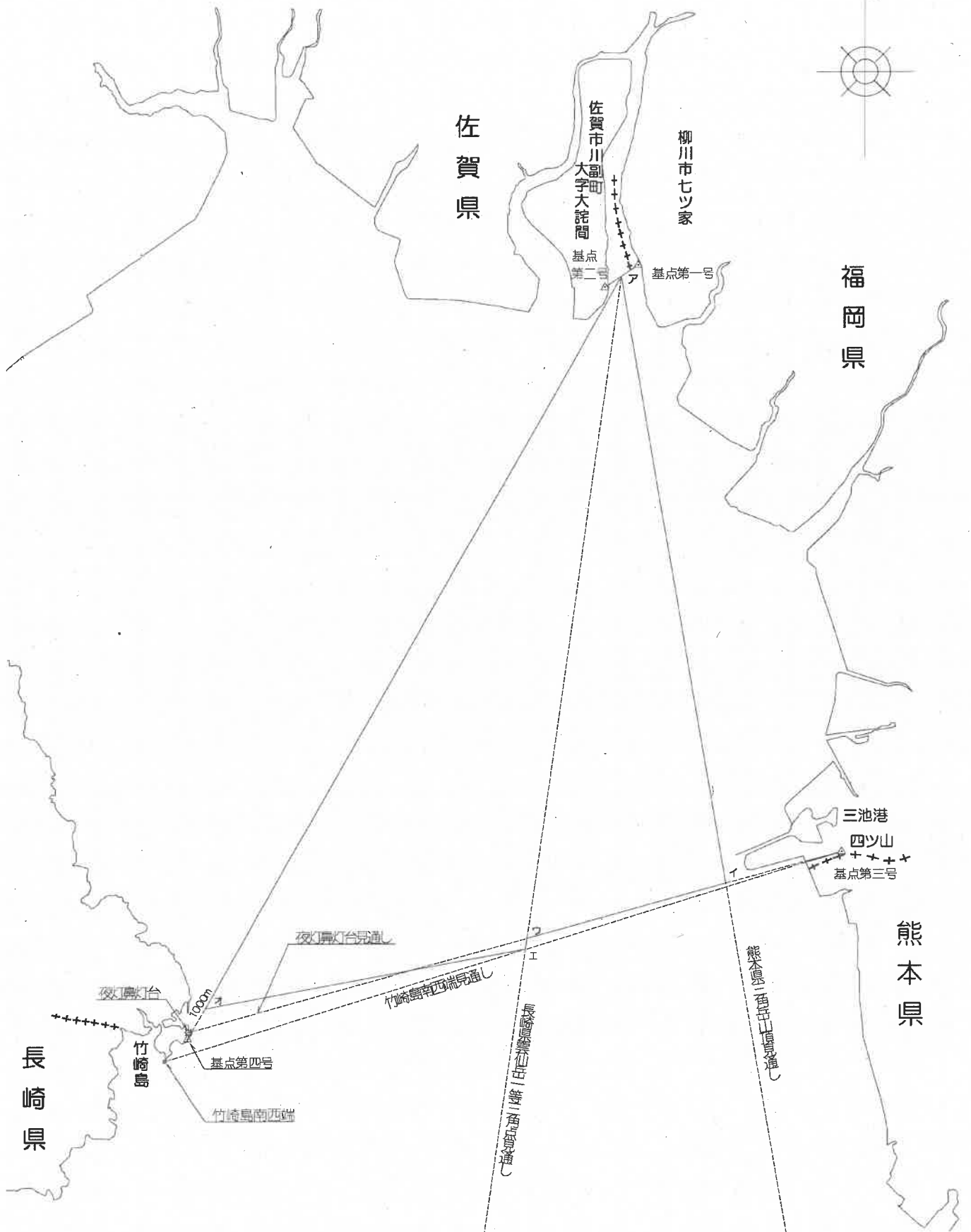
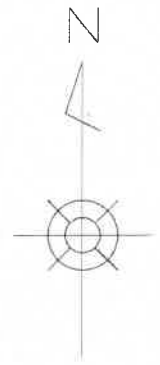
~~徳永 重昭~~

(立会人)

水産庁九州漁業調整事務所長

三野 雅弘

~~佐々木 拓~~



確 認 書

令和5年2月21日
~~平成30年6月18日~~

確 認 書

佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書（以下「福佐協定書」という。）について下記事項を確認した。

記

1. 福佐協定書第3条については、福佐委員会は両県の知事が樹立しようとしているそれぞれの漁場計画を最大限尊重するものとする。
2. 佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、現時点において福佐協定書第3条及び第5条の改廃、存続について見解に相違があることを認め、今後、検討会を継続して開催し、解決に向けて努力するものとする。

上記事項確認の証として本書5通を作成し、両県、両県有明海区漁業調整委員会及び水産庁は、各1通をそれぞれ保有するものとする。

令和5年2月21日
平成30年6月18日

福 岡 県 知 事

服部 誠太郎
~~小川 洋~~

福岡県有明海区漁業調整委員会会長

半田 亮司
~~内場 澄夫~~

佐 賀 県 知 事

山口 祥義

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長

西久保 敏
~~徳永 重昭~~

(立会人)
水産庁九州漁業調整事務所長

三野 雅弘
~~佐々木 拓~~

令和5年度水産基盤整備事業概要

- 1 令和5年度水産基盤整備事業 実施予定位置図
- 2 令和5年度水産基盤整備事業 実施予定一覧表
- 3 福岡県有明地区 水産環境整備事業の概要

福岡県
水産振興課漁場整備係

柳川市

柳川市

令和5年度 水産基盤整備事業 実施予定位置図



14(1)工区
17の一部を含む

211(6)工区

210(11)工区

210(12)工区

- 令和5年度 覆砂工事 (前期)
- 令和5年度 覆砂工事 (後期)



有明海

縮尺 S=1:15,000

大牟田市

荒尾市
縮尺 S=1:15,000

2. 令和5年度 水産基盤整備事業実施予定一覧表

福岡県水産振興課

【農共分】

事業名	実施主体	地区名	漁場名	事業位置	工事予定期間	事業内容	備考
水産基盤整備事業	福岡県	福岡県有明	210(11)	柳川市地先	R5年7月上旬~8月下旬	覆砂	98,530 m ² 砂厚 35cm
	"	"	210(12)	柳川市地先	R5年7月上旬~8月下旬	"	98,930 m ² 砂厚 35cm
	"	"	211(6)	柳川市地先	R5年5月下旬~7月下旬	"	187,960 m ² 砂厚 35cm
			3漁場				385,420 m ²

【有共分】

事業名	実施主体	地区名	漁場名	事業位置	工事予定期間	事業内容	備考
水産基盤整備事業	福岡県	地区名	14(1)	柳川市地先	R5年5月下旬~8月下旬	覆砂	277,480 m ² 砂厚 20cm
	"	"	17	みやま市地先	R5年5月下旬~7月下旬	"	58,260 m ² 砂厚 20cm
			2漁場			計	335,740 m ²

合計 721,160 m²

3 福岡県有明地区 水産基盤整備事業の概要

覆砂工事について

- 1 施工箇所の測量を行い、施工区域に旗竿を立てます。
- 2 音響測探機を用いて施工前の測探を行います。
- 3 海砂採取地から運搬船にて海砂を搬入します。
- 4 工事区域沖合の瀬取り位置にて運搬船からガット船等へ海砂を積み替えます。
- 5 ガット船等で工事区域に海砂を投入します。
- 6 クレーン付台船で均し機(鋼製)を曳いて不陸均しを行います。
- 7 音響測探機を用いて施工後の測探を行います。